

(仮) ～みんなが輝くまち・きみつプラン～

(第5次君津市男女共同参画計画)

たたき台 (案)

令和4（2022）年度▶令和8（2026）年度

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 男女共同参画を取り巻く社会的背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	1
3 男女共同参画に関する国内外の動き.....	2
（世界・国・県の動き）	
4 計画の概要.....	4
（計画の位置づけ、計画の期間、計画とSDGsの関わり）	
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 計画の名称.....	6
2 基本理念.....	6
3 基本目標.....	7
4 優先的取組事項.....	8
5 計画の体系.....	10
第3章 施策の展開	12
基本目標1「多様性を認め合うまちづくり」	12
【基本的な課題1】男女共同参画社会実現に向けた意識づくり.....	12
【基本的な課題2】学びの場における男女共同参画の意識づくり.....	17
基本目標2「誰もが活躍できるまちづくり」（女性活躍市町村推進計画）	20
【基本的な課題3】女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり.....	20
【基本的な課題4】働く場における男女共同参画の促進.....	24
【基本的な課題5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	30
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり.....	35
【基本的な課題6】あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）	35
【基本的な課題7】誰もが安心して暮らせる環境の整備.....	39
【基本的な課題8】生涯を通じた健康支援.....	42
【基本的な課題9】防災分野における男女共同参画の促進.....	45
第4章 計画の推進にあたって	47
1 計画の推進体制.....	47
2 計画の進捗管理.....	47
3 数値目標の設定一覧表.....	48

参考資料

- 1 計画の策定経過
- 2 君津市男女共同参画推進懇話会委員名簿
- 3 君津市男女共同参画推進懇話会設置要綱
- 4 君津市男女共同参画施策推進本部設置要綱
- 5 男女共同参画社会基本法
- 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- 8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- 9 君津市男女共同参画計画見直しにあたっての意識・実態調査結果報告書【概要版】

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

平成11（1999）年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられています。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつありますが、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」¹が依然として根強く残っているのが現状です。

さらに、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識することとなり、支援を必要とする女性等が誰一人として取り残されることのないよう、よりきめ細やかな支援対策が必要であるとされています。

これらの課題の解決に向け、働く場をはじめ、家庭、地域社会などあらゆる場において「固定的な性別役割分担意識」を払拭し、働く意欲を持った女性が希望どおりにかつ本人の能力を十分に発揮できる働き方を実現していくとともに、感染症が収束したポストコロナの時代を見据えた男女共同参画の在り方を検討していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成8（1996）年5月に女性施策を総合的、計画的に推進するための基本指針となる「ハーモニーきみつプラン」を策定し、平成13（2001）年3月には、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、男女共同参画施策の基本となる「君津市男女共同参画計画」を策定しました。その後3度にわたる改訂を重ね、現在、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）による取組の推進や防災分野における男女共同参画の推進を新たに組み込んだ「第4次君津市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を展開しています。

この度、令和4（2022）年度からスタートする君津市総合計画や、国及び県が第5次男女共同参画基本計画（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）を策定したことを踏まえ、男女共同参画をより総合的かつ効果的に推進するため、新たな「（仮）～みんなが輝くまち・きみつプラン～（第5次男女共同参画計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹ 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のこと。

3 男女共同参画に関する国内外の動き

(1) 世界の動き

- ・女性の地位向上を目指す世界的な動きは、昭和50（1975）年に、国連が「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」を採択したことから始まりました。
- ・昭和54（1979）年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、日本は昭和60（1985）年に批准しました。
- ・平成7（1995）年の「第4回世界女性会議」では、女性の地位向上やエンパワーメント¹などを推進する「北京宣言」と今後各国が取り組むべき課題を示した「北京行動綱領」が採択されました。
- ・平成20（2008）年12月に、日本を含む8か国から、国連総会へ「性的指向と性自認に関する声明」が、性的マイノリティに対する人権保護の促進を求める声明として、初めて提出されました。
- ・平成23（2011）年には、ジェンダー（社会的性別）²平等と女性エンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足し、「女性と女兒に対する差別の撤廃」、「女性のエンパワーメント」、「開発、人権、人道的対策、平和と安全保障のパートナー・受益者としての男女間の平等の達成」が目標に掲げられました。
- ・平成28（2016）年の女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの日本の男女平等に向けた取組に対する総括所見では、性別で役割を固定的に捉える意識の解消、DV（ドメスティック・バイオレンス）³を含む女性に対する暴力への取組、政策・方針・意思決定の場への女性の参画促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）⁴の推進などを履行するように勧告されました。
- ・令和3（2021）年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」⁵では、我が国は156か国中120位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。毎回上位を占めている北欧諸国に比べ日本は、特に「政治」「経済」分野において、依然として大きな格差が残っていることが現状であり、格差解消のためには、あらゆる分野において男女共同参画の推進が必要であるとされています。

¹エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

²ジェンダー（社会的性別）：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

³DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（パートナー）や恋人など親密な関係にある相手（過去にそうであった人を含む）からの暴力のこと。身体的な暴力のみならず、言葉による暴力や経済的に困らせるなどの行為も暴力にあたるとされている。

⁴仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

⁵ジェンダー・ギャップ指数（GGI）：スイス非営利財団世界経済フォーラムが2006年から毎年発表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、各国の男女格差を示す指標。

(2) 国の動き

- ・昭和52（1977）年に「国際婦人年世界会議」で採択された各国の取るべき措置のガイドラインである「世界行動計画」を取り入れるため、婦人問題の課題や目標を定めた初めての「国内行動計画」を策定しました。
- ・昭和54（1979）年に国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、この条約を昭和60（1985）年に批准しました。
- ・平成11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を目指す初めての国内法である「男女共同参画社会基本法」を施行しました。また、この男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的として平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定し、平成17（2005）年には、政策・方針過程への女性の参画拡大の推進等を盛り込んだ「第2次男女共同参画基本計画」を策定されました。
- ・平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、平成25（2013）年に適用対象を拡大した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改正されました。
- ・平成19（2007）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。
- ・平成22（2010）年には、男女共同参画社会が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして、「第3次男女共同参画基本計画」を策定されました。
- ・平成27（2015）年には、“働く場面で活躍したい”と希望を持つすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を公布、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」を策定されました。
- ・平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、同年7月には、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。
- ・令和2（2020）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。第5次計画においては、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、新型コロナウイルス感染拡大による女性への影響に対する支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、生涯を通じた健康支援などが盛り込まれています。

(3) 県の動き

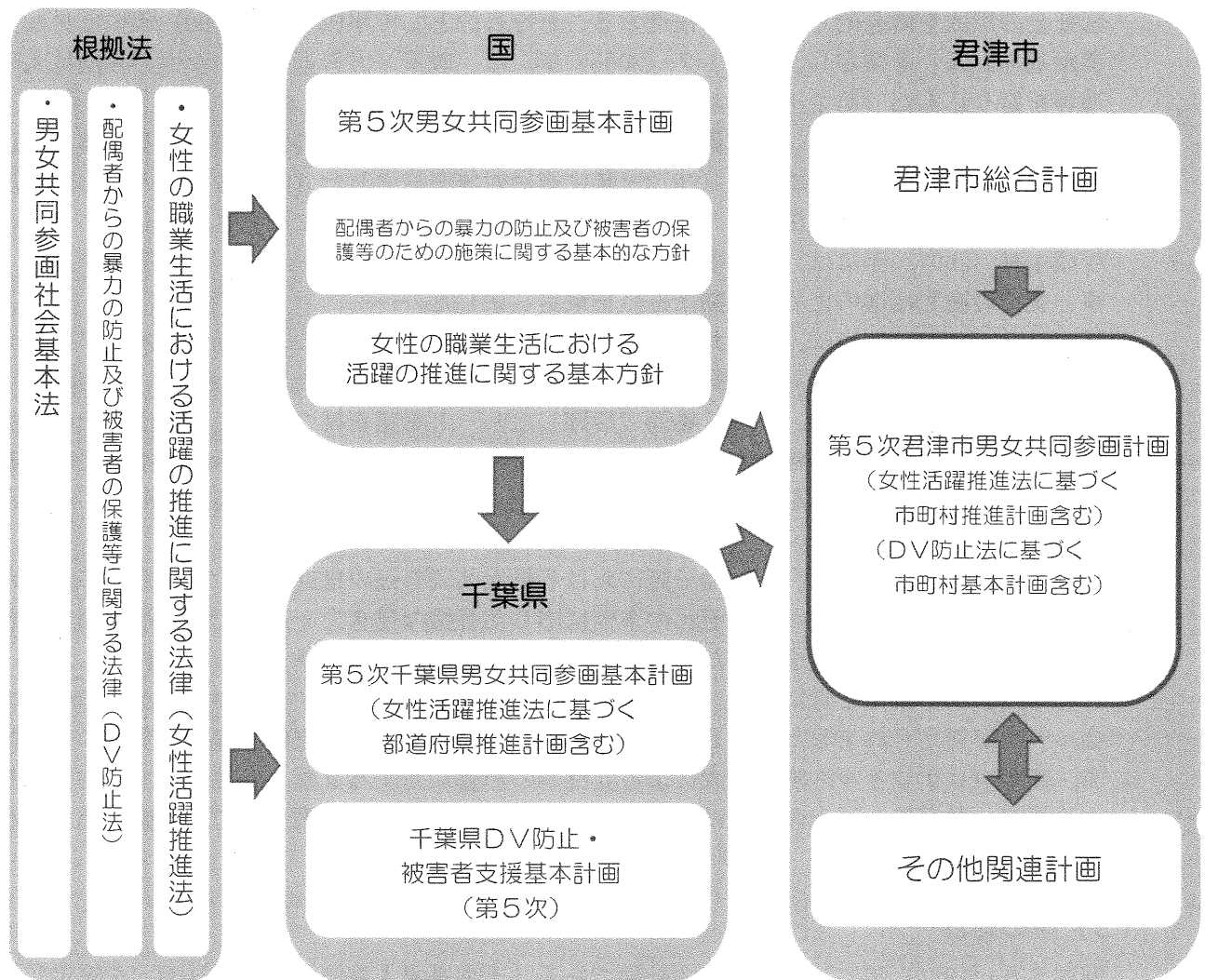
- ・昭和56（1981）年に初めての女性計画である「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定し、以降、昭和61（1986）年には「千葉県婦人計画」を、平成3（1991）年には「さわやかちば女性プラン」を、平成8（1996）年には「ちば新時代女性プラン」を策定しました。
- ・平成13（2001）年3月には、男女共同参画社会基本法に基づき、それまでの女性計画に替わる「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。また、平成14（2002）年には、従前の婦人相談所の業務に配偶者暴力相談支援センターの機能を加えた「千葉県女性サポートセンター」を開設し、DV被害者の相談・保護・支援や、暴力以外で女性の抱える様々な悩みや問題などにも対応しています。
- ・4度にわたる改定を重ね、現在は令和3（2021）年に策定した「第5次千葉県男女共同参画計画」及び平成29（2017）年に策定した「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」に基づき、男女共同参画社会づくりの推進及びDVを許さない社会の実現に向けて取り組んでいます。

4 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

また、国や県の男女共同参画基本計画及び「君津市総合計画」をはじめ、他の関連計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会¹を推進するための計画です。



¹男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、伝統的な考え方や慣習などにとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

(3) 計画とSDGsの関わり

平成27（2015）年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標“SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals）”」が発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として、全会一致で採択され、令和12（2030）年を期限とする包括的な17の目標（ゴール）が設定されました。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした関連するゴールの達成へ向け寄与していきます。



第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の名称

本市では、平成8（1996）年に「ハーモニーきみつプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定や改訂を繰り返し行ってきました。

今後は、次世代に向けて、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくりをさらに進め、「男女」に限らず、誰もが自分らしく輝ける社会を実現するためのまちの姿を示すものとして、計画の名称を「**（仮）～みんなが輝くまち・きみつプラン～（第5次君津市男女共同参画計画）**」とします。

2 基本理念

本計画においては、「男女共同参画社会基本法」を踏まえつつ、社会的背景の変化をはじめ、これまでに見えてきた継続的な課題や新たな課題、また、「君津市総合計画」の考え方などに基づき、次のように基本理念を掲げます。

基本理念

（仮）市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い

誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指して

3 基本目標

本計画では、新たに定める「基本理念」の実現に向けて、3つの「基本目標」を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

基本目標1「多様性を認め合うまちづくり」

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）¹にとらわれることなく、誰もが自分らしく活躍できるよう、男女共同参画に対する意識づくり、教育・学習等の基盤づくりを推進します。

基本目標2「誰もが活躍できるまちづくり」

仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、誰もが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し活躍できる環境の整備に努めます。

※この基本目標2に係る取組は、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標3「安心して暮らせるまちづくり」

個人としての尊厳が尊重され、社会全体が多様性を認める環境を整備するとともに、誰もが自らの存在に誇りを持って、いきいきと暮らせる安全で安心な社会の構築を図ります。

※この基本目標3に係る取組のうち、「重点目標（6） あらゆる暴力を根絶する社会づくり」（P35）の取組を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

¹無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

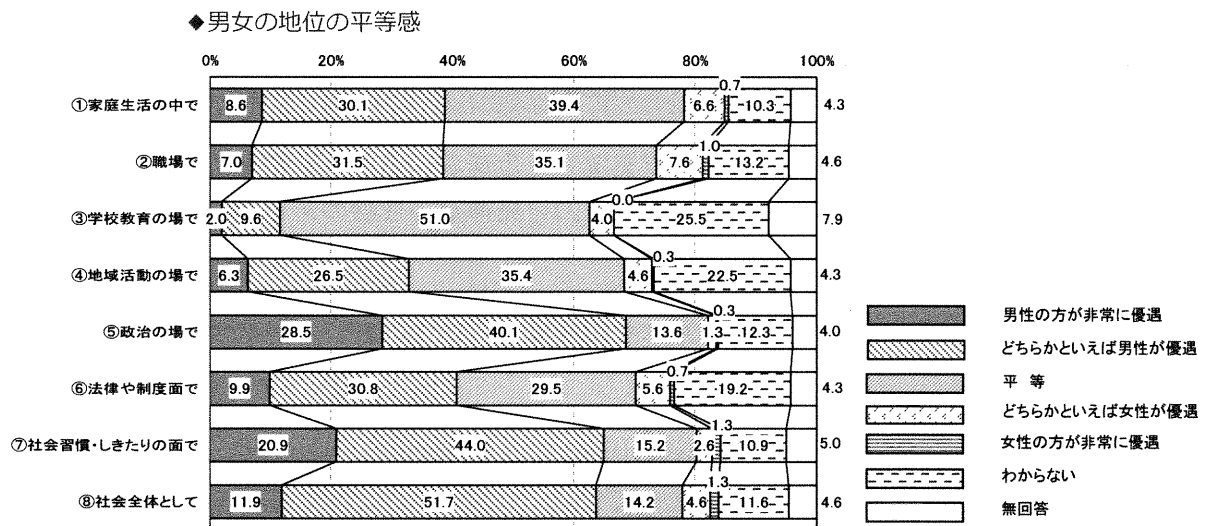
4 優先的取組事項

本市の現状と課題を踏まえ、以下の4つの事項を優先的に取り組みます。

【優先的取組1】 固定的な性別役割分担意識の解消

男女の地位の平等感について、令和3（2021）年に君津市で実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、全ての分野において「男性優位意識」が強く、特に「政治の場」、「社会習慣・しきたりの面」、「社会全体」では、約6割と高い割合となっています。

未だに根強く残っている固定的な性別役割分担意識の解消に向け、取組を進めていく必要があります。



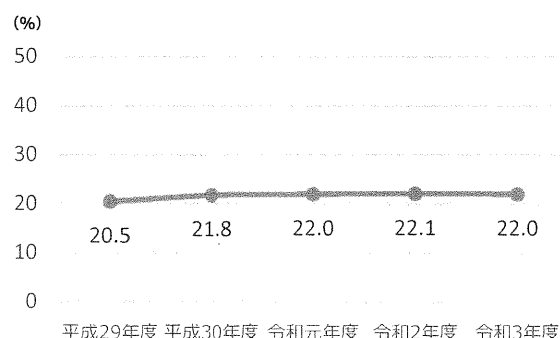
（資料）君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）

【優先的取組2】 女性活躍の推進

市審議会等における女性委員の登用は徐々に進んできていますが、令和2（2021）年4月1日現在の審議会委員における女性の割合は22.0%と低いのが現状です。また、令和3年（2021）年に君津市で実施した「男女共同参画に関する事業所実態調査」（以下「事業所実態調査」という。）では、市内事業所の管理職に占める女性の割合が非常に低く、特に課長相当職では1割未満となっており、管理職等の意思決定における女性の参画状況は十分とは言えません。

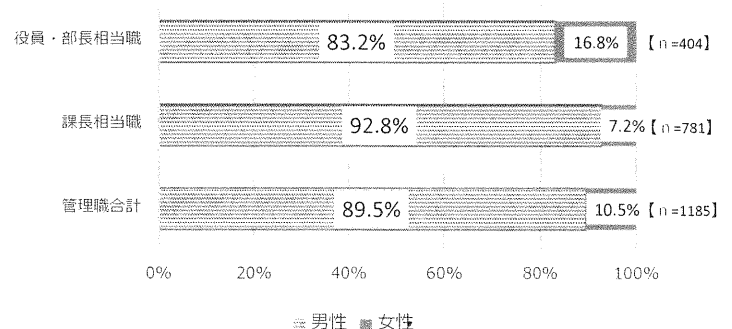
市全体で、社会のあらゆる政策・方針決定過程への女性の参画をより一層推進するための機運づくりや支援体制の整備等が必要です。

◆市審議会の女性委員登用率



（資料）市民活動支援課作成資料（各年4月1日現在）

◆市内事業所管理職比率



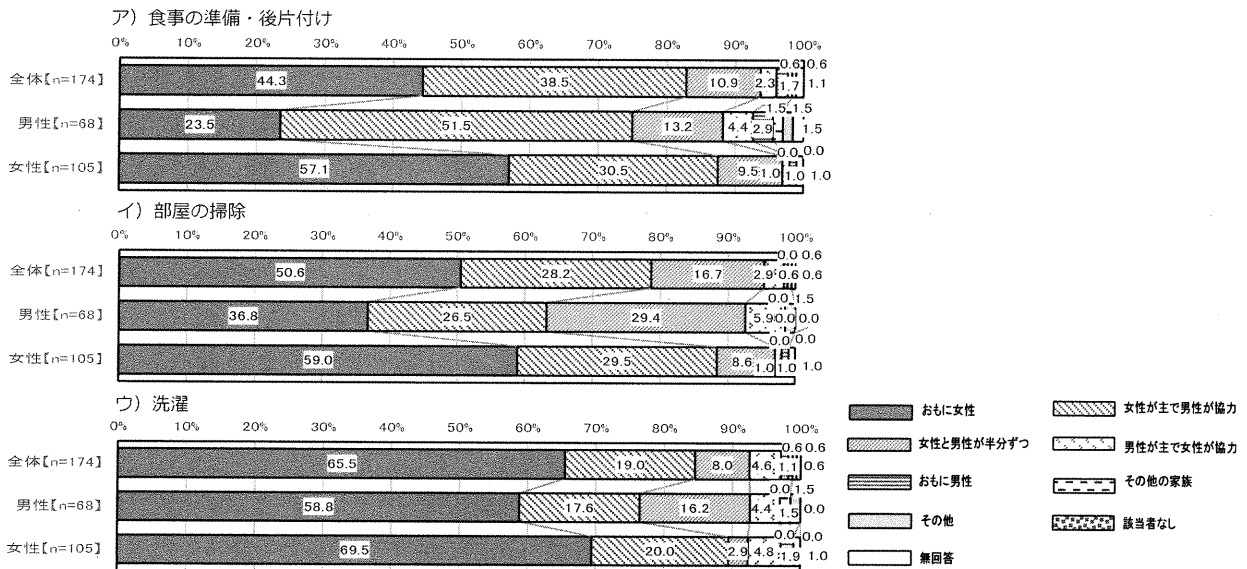
（資料）君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」（令和3年）

【優先的取組3】ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の仕事と生活の両立には、家庭等における男性の家事・育児・介護等への参画が不可欠ですが、家庭生活における家事・育児分担について、市民意識調査では、食事の準備・後片付け、部屋の掃除、洗濯などの家庭内の家事の多くを「女性」が担っているという回答が多く、家庭内における役割が女性に偏っている現状が伺えます。

男性が従来の職場中心のライフスタイルを見直し、ともに協力し合い、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要です。

◆家庭生活における家事・育児分担状況



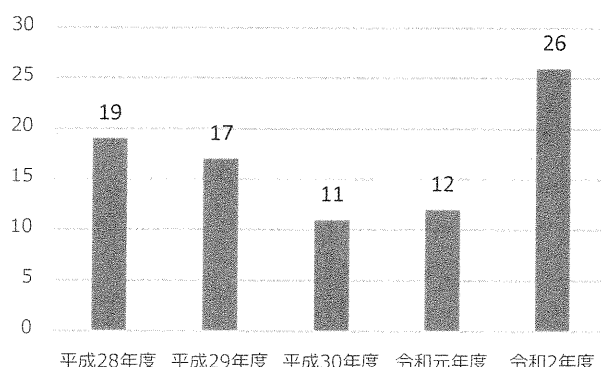
【優先的取組4】DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶

本市のDV相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、増加傾向にあります。被害者、とりわけ、声を上げにくい状況にある人々への支援体制の強化と相談体制の充実に向け、きめ細かな対応を図ることが重要です。

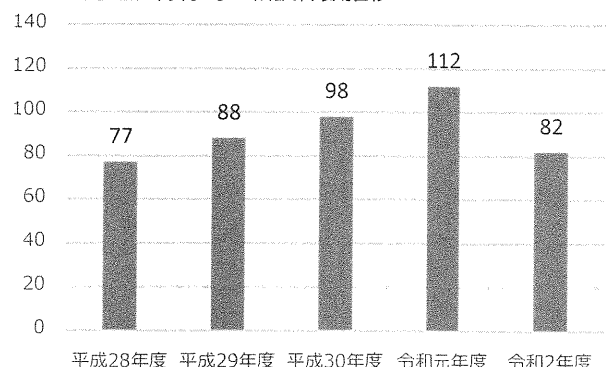
また、児童虐待については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による休校で、学校からの通報が著しく減り、相談件数は減少していますが、近年では、児童虐待の件数は増加の一途をたどっています。

DVと児童虐待は同じ家庭内で発生することも多いことから、DVと児童虐待の被害者支援は、両面から対応する必要があります。

（件）◆DV新規相談件数推移



（件）◆児童虐待行為の相談件数推移



5 計画の体系

基本理念

(仮) 市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い
誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指して

基本目標

基本目標 1

多様性を
認め合うまちづくり

基本目標 2

誰もが
活躍できる
まちづくり
(女性活躍市町村推進計画)

基本目標 3

安心して
暮らせるまちづくり

基本的な課題

基本的な課題 1
男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本的な課題 2
学びの場における男女共同参画の意識づくり

基本的な課題 3
女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり

基本的な課題 4
働く場における男女共同参画の促進

基本的な課題 5
仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) の推進

基本的な課題 6
あらゆる暴力を根絶する社会づくり
(DV防止市町村基本計画)

基本的な課題 7
誰もが安心して暮らせる環境の整備

基本的な課題 8
生涯を通じた健康支援

基本的な課題 9
防災分野における男女共同参画の促進

優先取組1 固定的な性別役割分担意識の解消

優先取組2 女性活躍の推進

優先取組3 ワーク・ライフ・バランスの推進

優先取組4 DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶

施策の方向性

具体的な事業

人権の尊重に関する意識づくり

- 1 人権問題講演会・セミナーの開催
- 2 人権問題の学習講座の開催
- 3 人権週間事業の実施

男女共同参画に関する啓発

優先
取組 1

- 4 男女共同参画週間事業の実施

性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進

- 5 性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進
- 6 性的マイノリティ（LGBT）に配慮したアンケートの実施

性的マイノリティ（LGBT）に関する支援

- 7 パートナーシップ制度導入に向けての検討・研究
- 8 学校教育における個別的支援

学校教育における男女共同参画の啓発・推進

優先
取組 1

- 9 人権・男女共同参画に関する教室の開催
- 10 教員による人権教育の推進
- 11 小・中学校教職員研修の実施

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

優先
取組 2

- 12 市役所内審議会等の女性委員の登用促進
- 13 市役所における女性管理職の登用促進

女性の人材育成支援

優先
取組 2

- 14 女性リーダーの育成支援
- 15 女性従業員リーダーシッププログラムの実施

市内企業への男女共同参画の推進

優先
取組 2

- 16 市内事業所の経営者・管理職実践セミナーの開催
- 17 一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣事業
- 18 公共調達を活用した男女共同参画の推進

女性の個性と能力の発揮に関する支援

- 19 再就職への支援
- 20 家族経営協定の普及促進
- 21 女性の参画が少ない分野での男女共同参画の推進

市役所における男女共同参画の推進

- 22 セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止啓発
- 23 女性の応募率の向上促進
- 24 事務分担の適正化
- 25 女性人材育成のための学習・研修機会の充実
- 26 男性職員の育児休業等の取得促進
- 27 働き方改革を踏まえた労働時間短縮や休暇取得の促進
- 28 産前・産後のフォローアップ体制の充実

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

優先
取組 3

- 29 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報の提供
- 30 育児・介護休業制度の普及促進

多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実

優先
取組 3

- 31 総合的な子育て情報の提供
- 32 学童保育への支援
- 33 土曜延長保育の充実
- 34 一時保育、産休明け保育の実施
- 35 待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応
- 36 病児・病後児保育の実施

男性の家事・育児・介護への参加促進

優先
取組 3

- 37 男性の育児・家事参加のきっかけづくり
- 38 家族介護支援事業の拡充

DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

優先
取組 4

- 39 民生委員・児童委員と連携した取組の推進
- 40 女性に対する暴力をなくす運動週間の実施
- 41 配偶者暴力に関する相談体制の整備
- 42 児童虐待防止対策と連携した支援の実施
- 43 配偶者暴力に関する相談窓口の周知
- 44 人権擁護委員と連携による配偶者暴力に関する相談窓口の開設

ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への対応

- 45 ひとり親家庭への能力開発支援（就労支援）
- 46 母（父）子家庭、寡婦世帯の自立に向けての相談事業の実施
- 47 養育費の取決め等の促進
- 48 生活困窮世帯等への就労支援

高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり

- 49 高齢者、障害者への様々な支援の充実
- 50 外国人市民相談窓口等の充実
- 51 外国人児童生徒・帰国児童生徒に配慮した教育の推進

一人ひとりに応じた健康支援の推進

- 52 検診の意識啓発
- 53 健康増進モデル事業の実施

女性のライフステージに合わせた健康支援

- 54 妊娠前から子育て期にわたる母子保健体制の充実
- 55 婦人の健康づくりの推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

- 56 地域防災への女性の参画の促進
- 57 個別対策マニュアル等の見直し

消防・防災活動における女性活躍の促進

- 58 消防団への女性の入団促進

基本目標 1 「多様性を認め合うまちづくり」

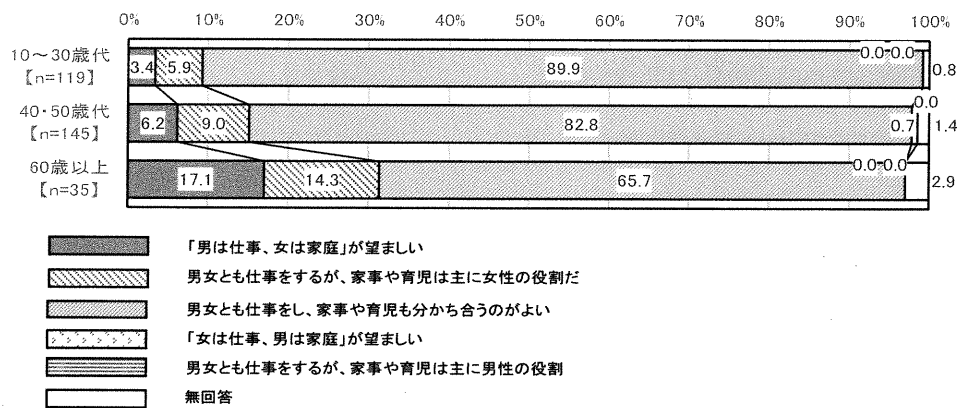
【基本的な課題 1】男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

現状と課題

- ・「市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考えについて、「男女とも仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」と回答した割合が最も多くなっていますが、年齢階層別傾向でみると、世代が上がるにつれて「『男は仕事、女は家庭』が望ましい」、「男女とも仕事をするが、家事や育児は主に女性の役割だ」の割合が増えていることから、未だに固定的な性別役割分担意識が根強く残っているとと言えます。【図表 1】
- ・男女共同参画に関するさまざまな取組が社会全体で進められている中、依然として大きな改善がみられていない要因の一つとして、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられることから、継続的な誰にでも分かりやすい意識啓発が必要です。
- ・「市民意識調査」では、性的マイノリティ（LGBT）¹について、57.6%と半数以上の方が「言葉と意味の両方知っている」と回答していますが、「意味を知らない」（「言葉は知っている」と「知らない」の合計）と答えた方も41.8%と比較的高い数値となっています。【図表 2】
- ・本市が令和 3（2021）年に実施した「男女共同参画に関する中学生意識調査」では、「今までに自分の身体の性、心の性または恋愛対象の性などで悩んだことがある」と男女ともに約 1 割強の生徒が回答しており、そのうちの約半数が「誰に相談してよいかわからない」「知られたくない」と答えていることから、性的マイノリティ（LGBT）専門相談窓口の周知や当事者への配慮、理解促進が求められます。【図表 3、図表 4、図表 5】

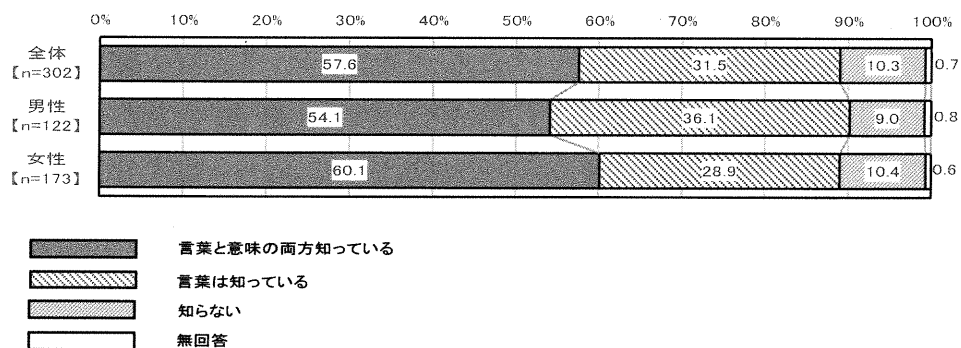
¹性的マイノリティ（LGBT）：同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言います。また、レズビアン（女性同性愛者 Lesbian）・ゲイ（男性同性愛者 Gay）・バイセクシュアル（両性愛者 Bisexual）・トランスジェンダー（こころの性と身体の性が一致していない方 Transgender）の頭文字をとった、性的少数者の総称として、LGBTとも呼ばれています。

図表 1
「男は仕事、女は家庭」
という考え方



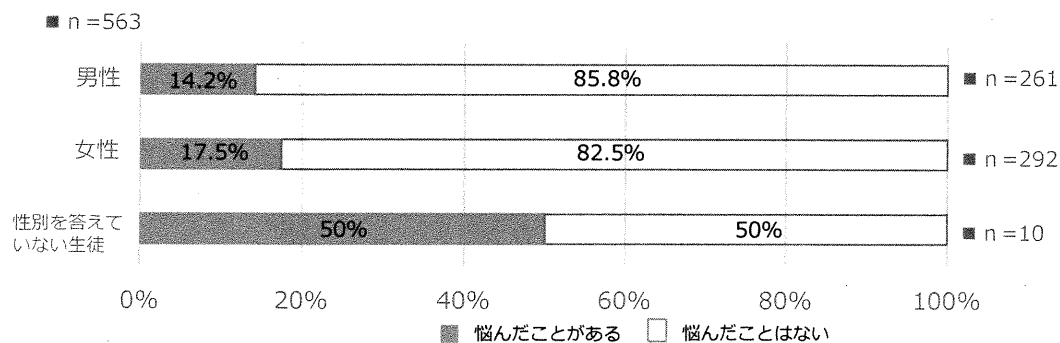
(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 2
性的マイノリティ(LGBT)
に関する認知度



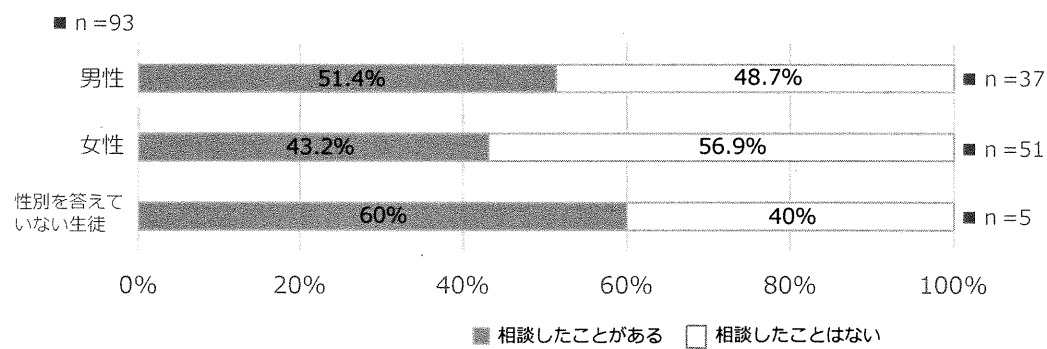
(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 3
身体・心の性、恋愛対象の性
で悩んだことがある人の割合(中学生)



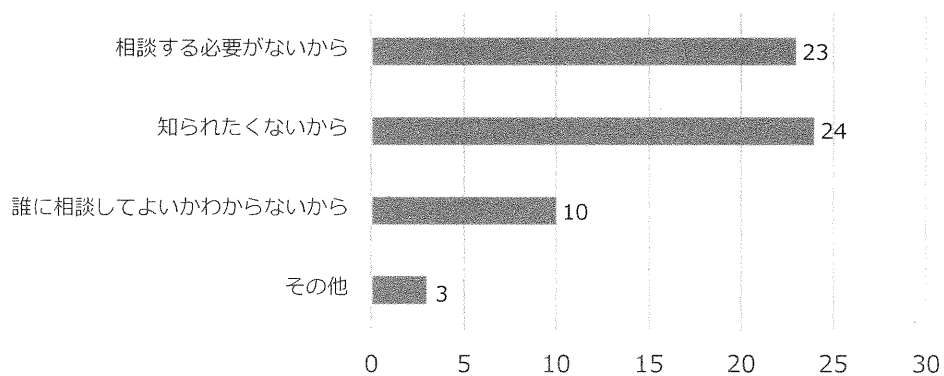
(資料) 君津市「男女共同参画に関する中学生意識調査」(令和3年)

図表 4
身体・心の性、恋愛対象の性で
悩んだことがある人の他者へ相談した割合（中学生）



（資料）君津市「男女共同参画に関する中学生意識調査」（令和3年）

図表 5
身体・心の性、恋愛対象の性で
悩んだことがある人の中で他者へ相談しなかった理由（中学生）



（資料）君津市「男女共同参画に関する中学生意識調査」（令和3年）

目標と方向性

男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤となる人権を尊重した意識づくりを推進するとともに、誰もがその個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに男女共同参画の意義と重要性について働きかけていきます。

また、性的指向・性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めます。

施策の方向性と具体的な事業

施策（１）人権の尊重に関する意識づくり

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
1	人権問題講演会・セミナーの開催	人権問題に対する理解と認識を深め、市民等の人権意識を醸成するため、講演会やセミナーを開催します。	市民活動支援課	市民	継続
2	人権問題の学習講座の開催	公民館を中心に地域の実情に合わせた人権問題・男女共同参画に関する講座を開催します。	各公民館	市民	見直し
3	人権週間事業の実施	人権週間（12/4～12/10）に合わせ、市HP・広報、SNS等を活用した情報発信、啓発を行います。	市民活動支援課	市民	新規

施策（２）男女共同参画に関する啓発

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
4	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間（6/23～6/29）に合わせ、市HP・広報、SNS等を活用した周知、啓発チラシを発行するとともに、図書館に特設コーナーを設置し啓発に努めます。	市民活動支援課 中央図書館	市民	新規

施策（3）性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
5	性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進	性的マイノリティ（LGBT）に関する理解を促進するための啓発を市ホームページや広報紙等を通じて実施するとともに、当事者が利用することのできる相談支援等の周知に努めます。	市民活動支援課	市民	新規
6	性的マイノリティ（LGBT）に配慮したアンケートの実施	市がアンケートを実施する際には、性的マイノリティ（LGBT）に配慮した内容とするよう、職員への啓発に努めます。	市民活動支援課	市	新規

施策（4）性的マイノリティ（LGBT）に関する支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
7	パートナーシップ制度導入に向けての検討・研究	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度（仮称）の導入を検討します。	市民活動支援課	市民	新規
8	学校教育における個別的支援	性的マイノリティ（LGBT）について、児童生徒の人権尊重を基本として、教育相談により個に寄り添いながら、発達段階に応じた個別対応を行います。	学校教育課	市民	継続

数 値 目 標

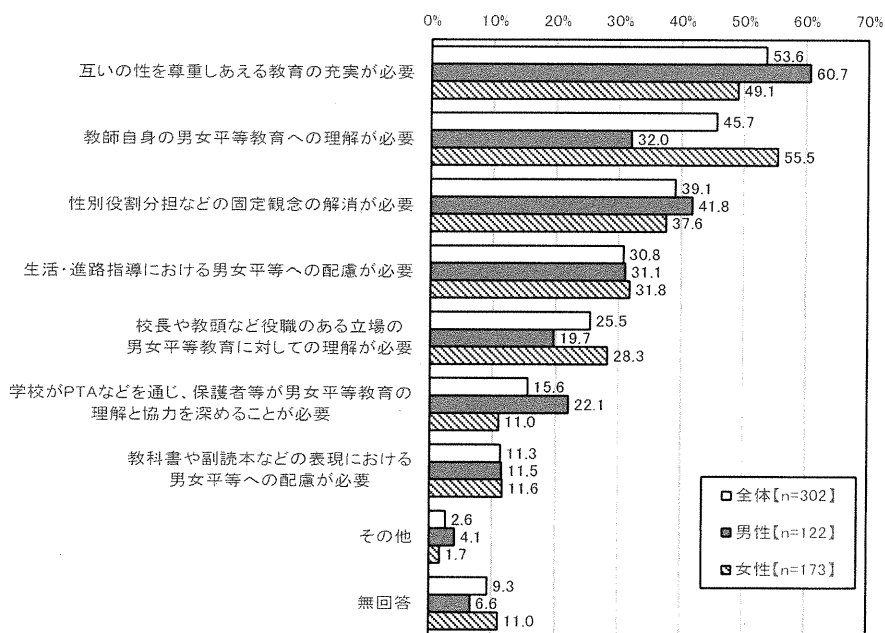
評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
人権問題講演会・セミナー参加者アンケートで「人権問題への関心や理解が深まった人の割合」	85.3% (令和元年度)	90%以上
人権問題・男女共同参画に関する講座を実施した公民館数	100% (令和2年度)	100%
社会習慣・しきたりの面で「男女平等」と回答した人の割合（市民意識調査）	15.2% (令和3年度 市民意識調査)	30%
性的マイノリティ（LGBT）の「言葉と意味の両方知っている」と回答した人の割合（市民意識調査）	57.6% (令和3年度 市民意識調査)	70%

【基本的な課題2】 学びの場における男女共同参画の意識づくり

現状と課題

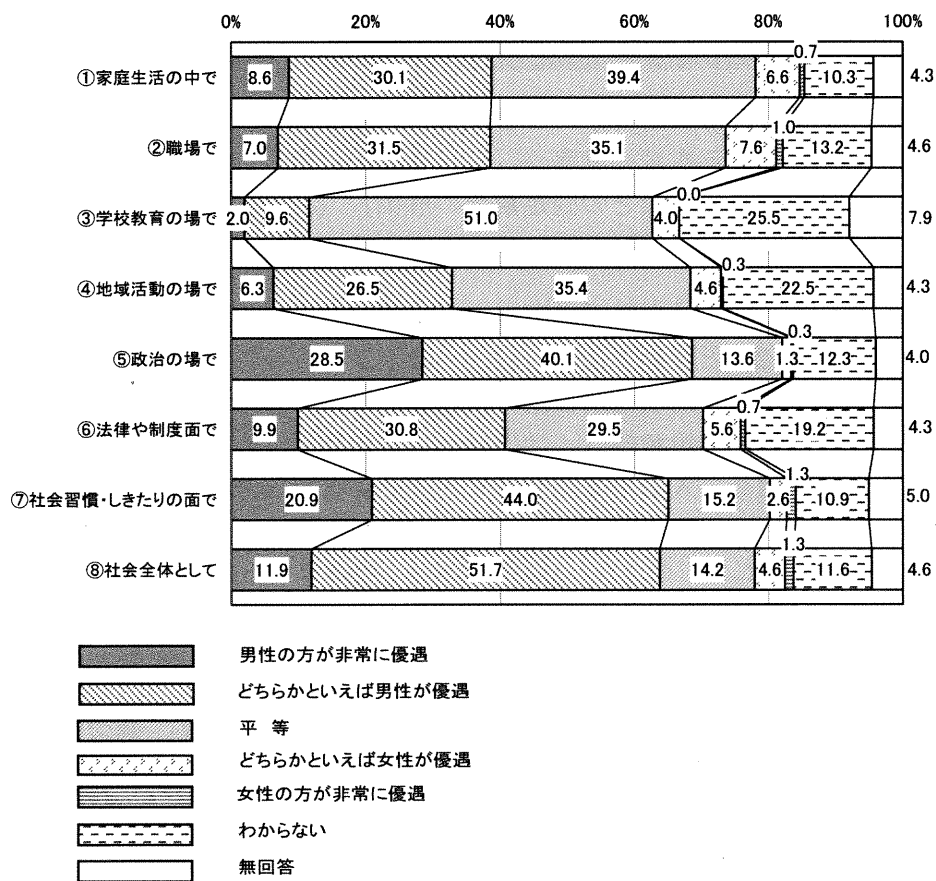
- ・「市民意識調査」によると、男女平等意識を育てるために学校教育における必要な取組として、「互いの性を尊重しあえる教育の充実」(53.6%)、「教師自身の男女平等教育への理解」(45.7%)、「性別役割分担などの固定観念の解消」(39.1%)、「生活・進路指導における男女平等への配慮」(30.8%)と続いています。【図表6】
- ・男女の地位の平等感について、「市民意識調査」では、「社会慣習・しきたりの面」で平等だと感じる人の割合が15.2%と極めて低く、64.9%の人が男性の方が優遇されていると答えていることから、地域での固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが伺えます。そういった固定的な性別役割分担意識は、幼少期から長年にわたり形成されるため、特に次世代を担う子どもたちに対して人権の尊重を基本とする男女平等教育を徹底していくことが重要です。【図表7】
- ・千葉県が令和3年10月14日に公表した令和2(2020)年度の問題行動・不登校調査では、パソコンやスマートフォンを通じた誹謗中傷といった「ネットいじめ」の件数が小学校(2.1%)から中学校(11.0%)、高等学校(28.4%)と上級の学校へ進むにつれて増加している状況にあります。こうした結果も踏まえ、相手への影響を考え、適切に情報を発信する態度を身に付ける情報モラルに関する教育の推進に取り組む必要があります。

図表 6
学校教育における
必要な取組



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 7
男女の地位の
平等感



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

目標と方向性

男女共同参画の視点に立った人権教育等を継続して推進するとともに、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見をなくし、自分らしい生き方が選択できるよう男女共同参画への理解促進に努めます。

施策の方向性と具体的な事業

施策（1）学校教育における男女共同参画の啓発・推進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
9	人権・男女共同参画に関する教室の開催	各学校の要望に応じて、市内小・中学校への出前講座を実施します。	市民活動支援課	市民	新規
10	教員による人権教育の推進	道徳教育、人権教育を通じて、人権に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意識の醸成を図ります。	学校教育課	市民	継続
11	小・中学校教職員研修の実施	教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進します。	学校教育課	市	継続

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
学校生活の中で「男女の地位は平等」と回答した人の割合（中学生意識調査）	59% （令和3年度 中学生意識調査）	70%

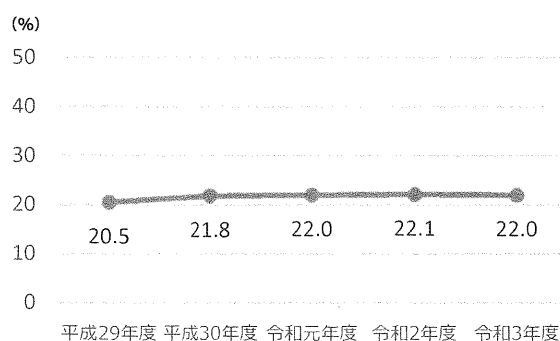
基本目標 2 「誰もが活躍できるまちづくり」

【基本的な課題 3】女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり

現状と課題

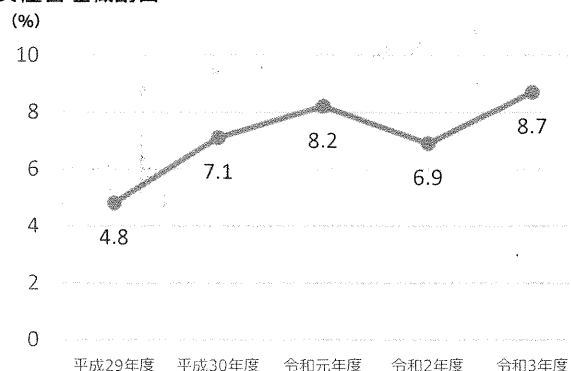
- ・市審議会等における女性委員の登用や市職員の管理職への女性の登用は徐々に進んできていますが、令和2（2021）年4月1日現在の審議会委員における女性の割合は22.0%、市職員の女性管理職（課長相当職以上）の割合は、8.7%と低いのが現状です。【図表8、図表9】
- ・「市民意識調査」では、役職等（PTA会長、自治会長、職場の管理職、市の審議会等の委員）への就任依頼があった場合、どの役職等についても、男性より女性の方が「承諾しない」と答えた割合が高くなっています。承諾しない理由としては、自信やリーダーシップがないといったことや責任のある職に就きたくないという職務に対する負担の大きさが挙げられています。また、「市民意識調査」では、「承諾する」という女性を増やすために必要なことは、「家族の支援や協力が必要」（56.0%）と答えた割合が最も多く、「組織の運営体制の改善」（47.7%）や「女性の役職等就任への意識改革」（45.7%）といったことも挙げられていることから、女性が参画しやすい環境を整えるとともに、リーダーシップ等について学び、実践に繋げる場を設ける必要があります。【図表10、図表11】

図表 8
市審議会の
女性委員の登用率



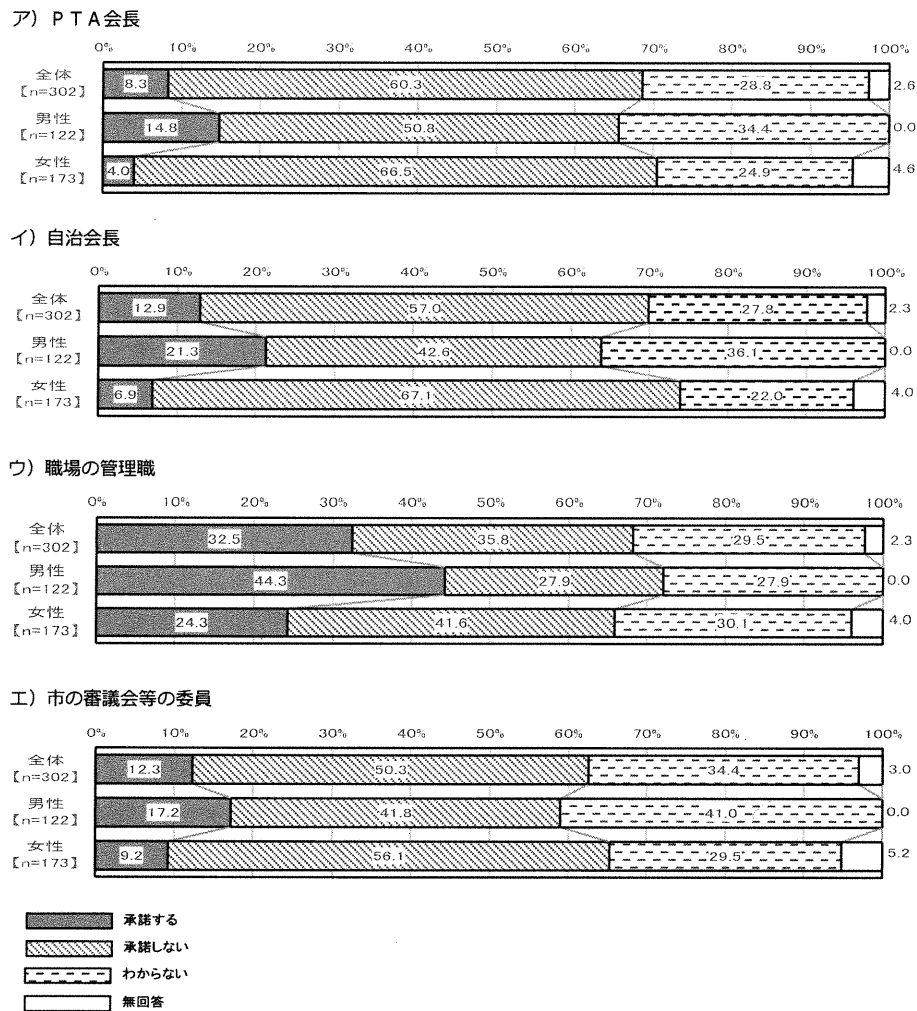
（資料）市民活動支援課作成資料（各年4月1日現在）

図表 9
市職員の
女性管理職割合



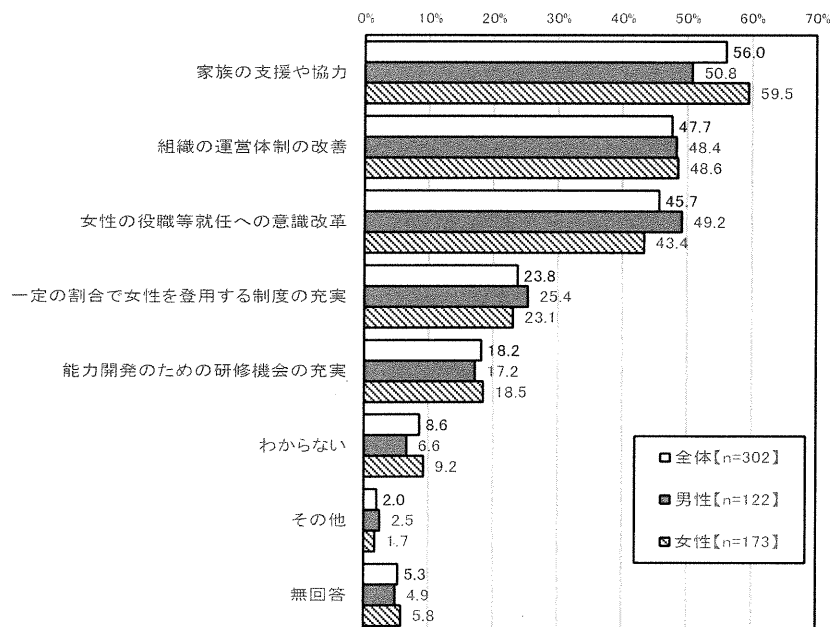
（資料）市民活動支援課作成資料（各年4月1日現在）

図表 10
役員等の承諾率



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 11
女性の指導的地位に
占める割合を増やすために必要なこと



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

目標と方向性

社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を推進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮支援に努め、人材の育成と活躍の推進を図ります。

施策の方向性と具体的な事業

施策（１）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
12	市役所内審議会等の女性委員の登用促進	市が設置する各種審議会等への女性委員の参画を促進します。	市民活動支援課	市	継続
13	市役所における女性管理職の登用促進	女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、女性管理職の割合を増やします。	人事課	市	継続

施策（２）女性の人材育成支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
14	女性リーダーの育成支援	「君津市婦人会連絡会」「きみつ女性ひろば」による各種研修会、学習会などを支援し、次期の市内女性リーダー育成を図ります。	生涯学習文化課	市民	継続
15	女性従業員リーダーシッププログラムの実施	ありたい姿に向けて一歩を踏み出す女性の育成・ネットワーク構築を目的として、セミナーを実施します。	市民活動支援課 経済振興課	市民 事業者等	新規

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
審議会等における女性委員の割合	22.2% (令和3年4月1日現在)	40%
女性委員のいない審議会等の数	15 (令和3年4月1日現在)	0
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	8.7% (令和3年4月1日現在)	15%以上
市内女性リーダー育成研修会等の参加者数の対前年比	—	100%以上
女性従業員リーダーシッププログラム参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定

【基本的な課題4】働く場における男女共同参画の促進

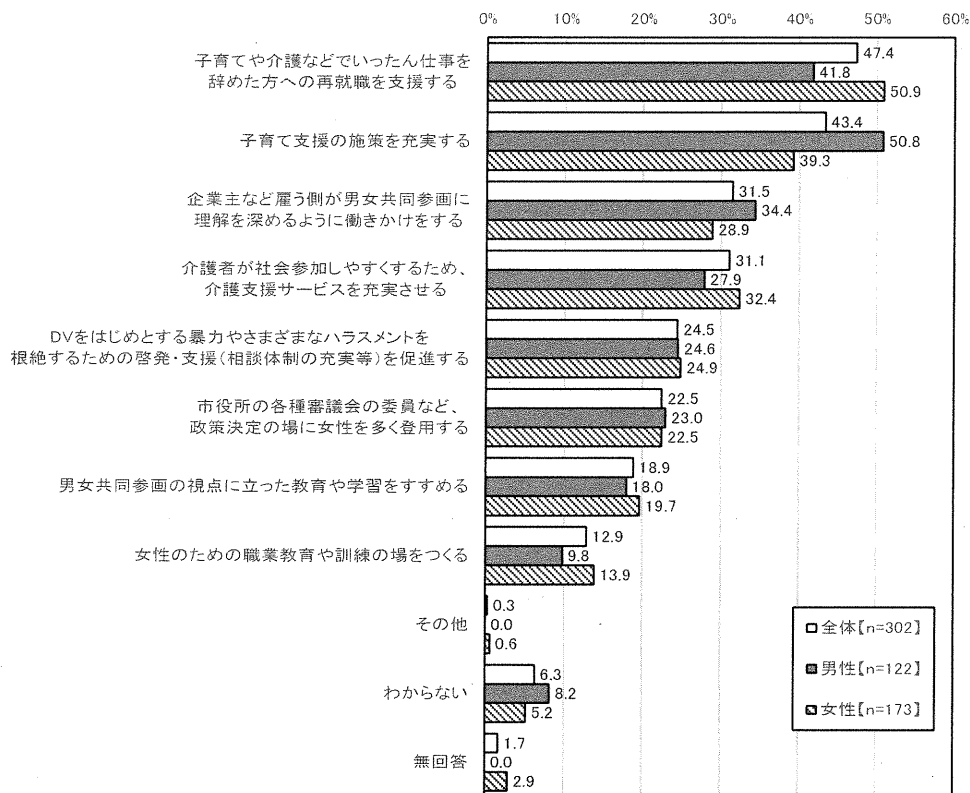
現状と課題

- ・「市民意識調査」では、男女共同参画社会の実現に向けて、特に市に力を入れてほしい施策として、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた方への再就職を支援する」（47.4%）が最も多く、「子育て支援の施策を充実する」（43.4%）、「企業主など雇う側が男女共同参画に理解を深めるように働きかけをする」（31.5%）などが高い割合となっています。

【図表12】

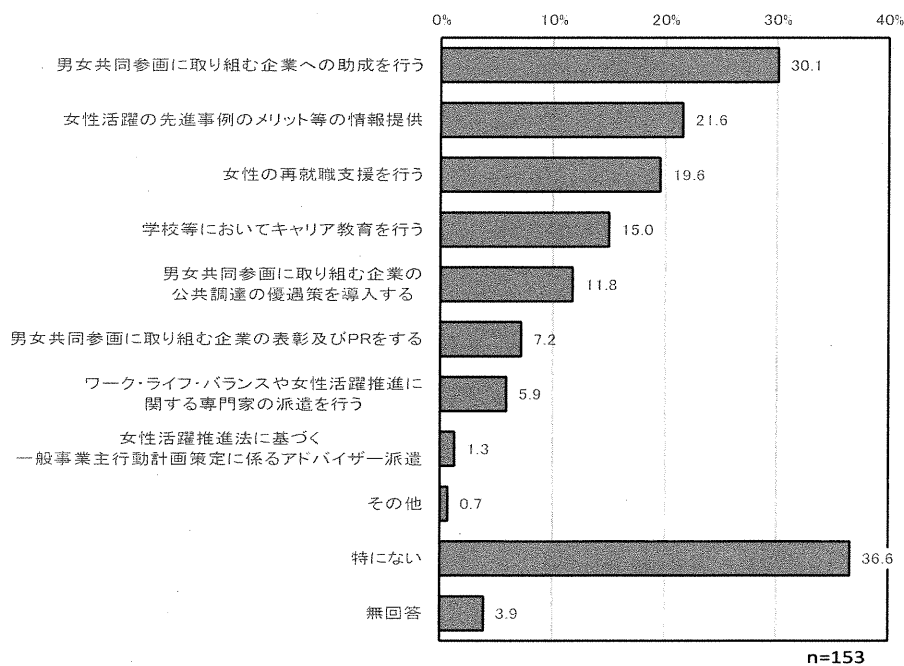
- ・「事業所実態調査」では、職場における男女共同参画を推進するために市に希望する支援として、「男女共同参画に取り組む企業への助成を行う」（30.1%）、「女性活躍の先進事例のメリット等の情報提供」（21.6%）、「女性の再就職支援を行う」（19.6%）、「学校等においてキャリア教育を行う」（15.0%）などが挙げられています。【図表13】
- ・「事業所実態調査」では、出産・育児や介護などを理由に退職した女性従業員の再雇用について、「パート、アルバイトとして再雇用した」が20.3%、「正規従業員として再雇用した」が13.7%、「契約社員として再雇用した」3.3%となっております。一方で、52.3%が「女性の再雇用の実績はない」と回答していることから、出産や育児、介護などを理由に退職した人に対する再雇用について、事業所に働きかける必要があります。【図表14】
- ・農業や自営業等家族経営の中では、労働の場と生活の場が同じ場合が多く、女性は労働のほか家事・育児・介護等の負担をより多く担っていることが予想されます。そのため、女性が対等なパートナーとして経営等に参画しながら、働きやすい環境を整備していくことが必要です。
- ・市職員の男性職員の配偶者出産補助休暇取得率は、近年、増加してきているものの、育児休暇取得率については、非常に低い状態です。仕事と育児を両立できる環境整備を進め、男性の育児参加や育児休業取得を促進する必要があります。【図表15】
- ・令和4（2022）年4月から、企業等における女性の活躍に向けた目標等を定める「一般事業主行動計画」の策定義務が常時雇用する労働者数301人以上から、101人以上の事業主に拡大されます。「事業所実態調査」では、「策定する予定」（21.6%）、「策定する予定はない」（52.9%）と回答した事業所が多くいることから、適切な情報提供や計画策定に向けた働きかけを行うことが必要です。【図表16】

図表 12
男女共同参画社会実現に向けて
市に求める施策



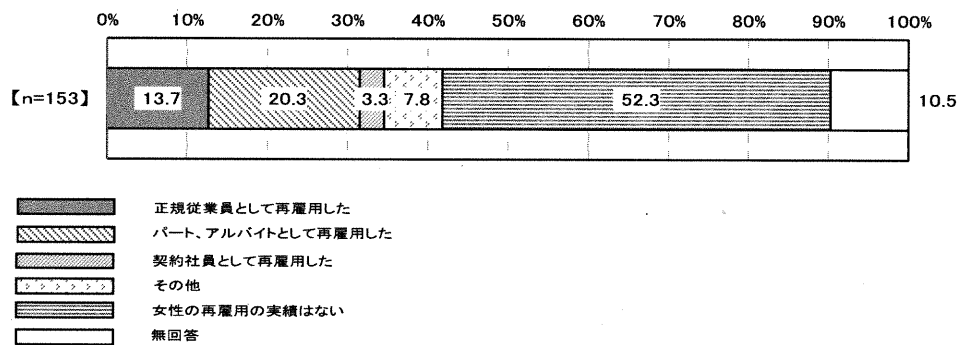
(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 13
事業所が
市に希望する支援



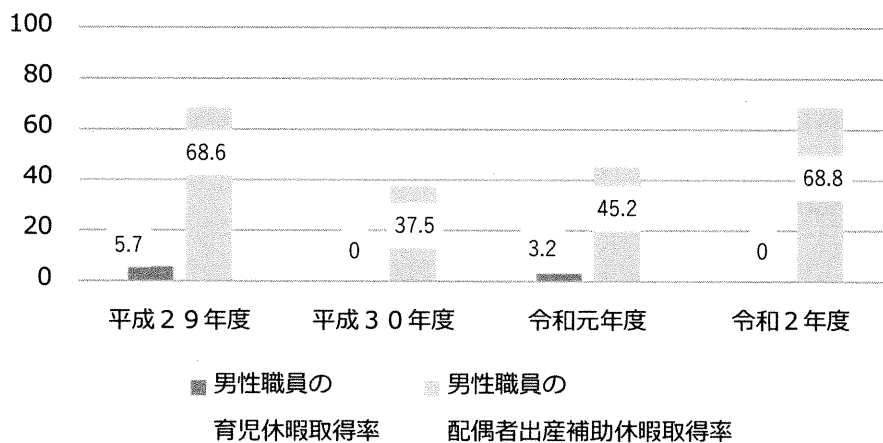
(資料) 君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」(令和3年)

図表 14
出産・育児・介護等で退職した
女性の再雇用実績



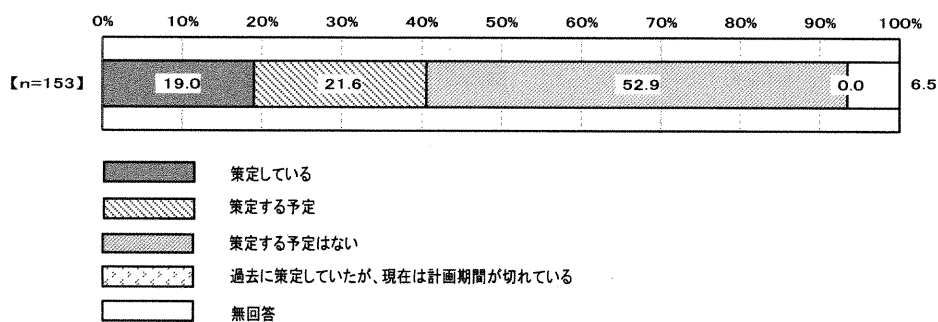
(資料) 君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」(令和3年)

図表 15
市男性職員の
育児休業取得率等



(資料) 市民活動支援課作成資料(各年4月1日現在)

図表 16
市内事業所
一般事業主行動計画策定状況



(資料) 君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」(令和3年)

目標と方向性

女性がライフイベントに合わせて希望する働き方を実現できるよう、女性の就労支援や企業との取組支援など、働きたい・働き続けたい女性の活躍を推進します。

また、行政が自ら率先して、女性活躍・男女共同参画と働き方改革を進めることで、市内事業所等の女性活躍・男女共同参画に対する気運醸成を図ります。

施策の方向性と具体的な事業

施策（1）市内企業への男女共同参画の推進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
16	市内事業所の経営者・管理職実践セミナーの開催	市内事業所に対し、女性活躍、多様な働き方やワーク・ライフ・バランス推進の必要性及び有効性の理解を促進するため、市内経営者・管理職を対象としたセミナーを実施します。	市民活動支援課 経済振興課	市民 事業者等	新規
17	一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣事業	一般事業主行動計画の策定・実施により、市内の企業等における女性の活躍をより推進するため、計画策定支援アドバイザーの派遣を行います。	市民活動支援課 経済振興課	事業者等	新規
18	公共調達を活用した男女共同参画の推進	総合評価落札方式による入札やプロポーザル方式での事業者選定において、男女共同参画等に関する評価項目を設定し、企業の女性活躍の推進や男性の育児休業等を促進する。	管財課	事業者等	新規

施策（2）女性の個性と能力の発揮に関する支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
19	再就職への支援	育児・介護等により一時離職した人への再就職を支援するため、君津市版「ハローワーク」において、キャリアコンサルタントによる職業相談や職業訓練制度などに関する情報提供を行います。	経済振興課	市民	継続

20	家族経営協定の普及促進	農家の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての女性の地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。	農政課	事業者等	継続
21	女性の参画が少ない分野での男女共同参画の推進	女性人材が少ない理工系分野への就職が一つの選択肢となるよう、市内事業者と連携し、市内中高生を対象に職場見学・仕事体験・女性技術者や研究者との交流など理工系の仕事や将来に触れられるイベントを開催します。	市民活動支援課 経済振興課	市民 事業者等	新規

施策（3）市役所における男女共同参画の推進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
22	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止啓発	ハラスメントのない快適な明るい職場とするため、係長・副主査相当職以上を対象にハラスメント防止研修を実施します。	人事課	市	継続
23	女性の応募率の向上促進	優秀な人材確保のため、女性にとって働きやすく魅力的な職場であることをSNSなどを活用し広くPRすることで、女性の応募人数を増やします。	人事課	市	見直し
24	事務分担の適正化	性別で異なる取扱いをすることなく、また固定的性別役割分担や慣習がないように事務分担の適正化を図ります。	人事課	市	継続
25	女性人材育成のための学習・研修機会の充実	女性職員が自分らしさを発揮しながら、生きがいを持って働き続けられるよう「女性リーダー育成研修」及び「女性職員キャリアデザイン研修」を実施します。	人事課	市	見直し
26	男性職員の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備を進めます。	人事課	市	継続
27	働き方改革を踏まえた労働時間短縮や休暇取得の促進	テレワークの推進等による職場の働き方改革や時間外勤務の縮減に徹底して取り組むとともに、休暇の取得を促進します。	人事課	市	継続
28	産前・産後のフォローアップ体制の充実	産休・育休を取得した職員が安心して職場に復帰できるように、必要に応じて定期的な面談・研修等を実施します。	人事課	市	新規

数値目標

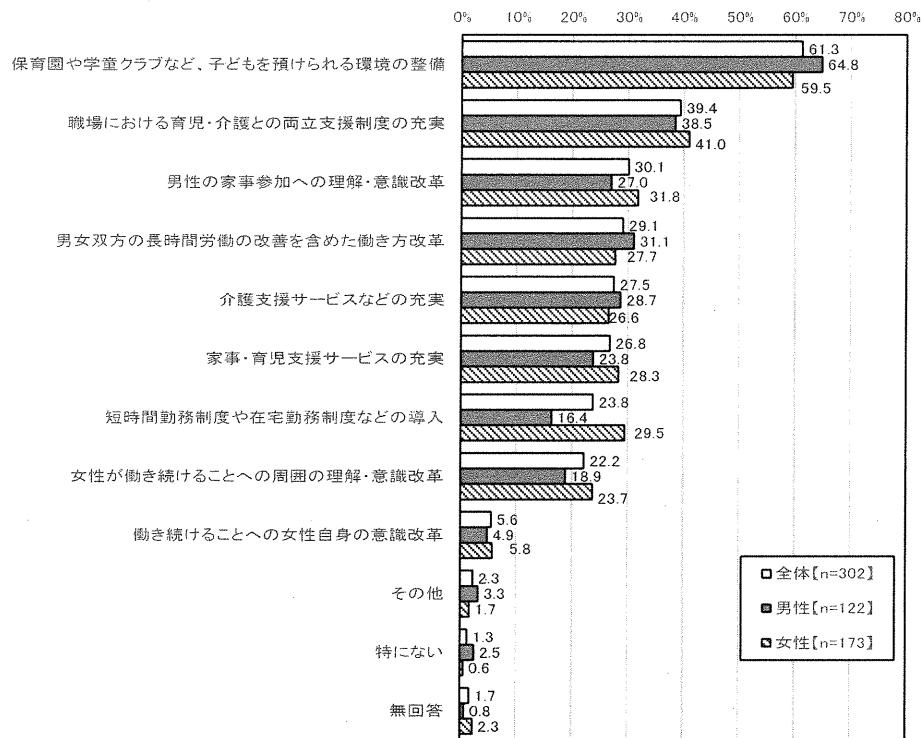
評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
市内事業所の経営者・管理職実践セミナー参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定
一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣数	—	3件/年
家族経営協定の締結数	25件 (令和2年度)	37件
市役所の新規採用者に占める女性の割合	32.4% (令和2年度)	35%以上
市役所内における男性の育児休業取得率	0% (令和2年度)	10%以上
全職員の時間外勤務時間1か月45時間以内、年間360時間以内	80.3% (令和2年度)	100%

【基本的な課題5】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状と課題

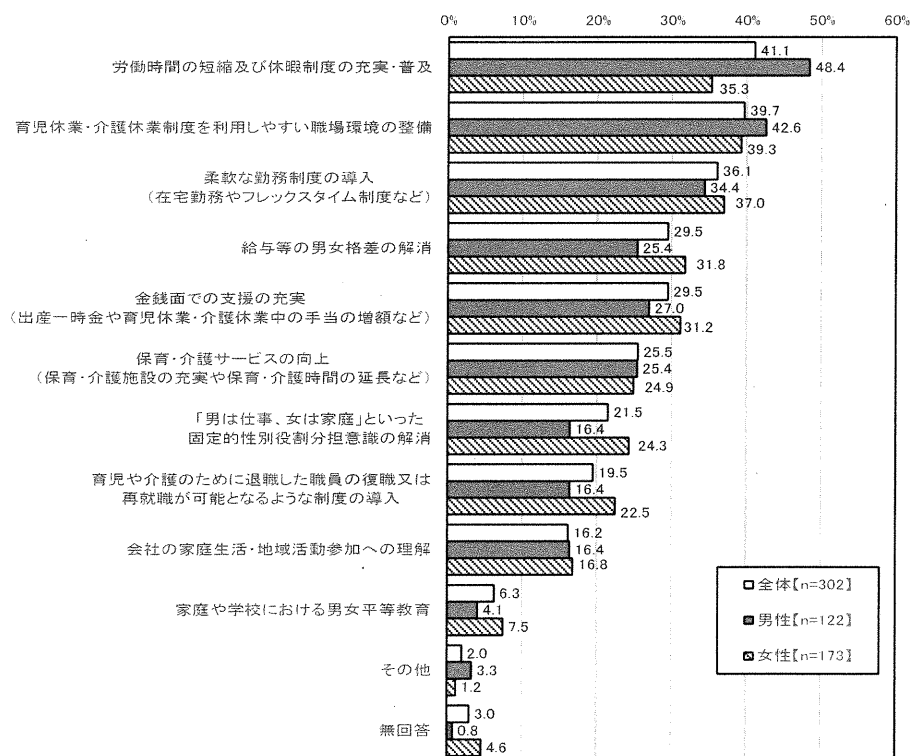
- ・女性が出産や介護などを理由に離職せずに働き続けるために必要なこととして、「市民意識調査」では、「保育園や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」（61.3%）、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」（39.4%）、「男性の家事参加への理解・意識改革」（30.1%）、「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」（29.1%）が挙げられています。【図表17】
- ・「市民意識調査」では、男女が共に「仕事」と「家庭生活や地域活動」の両立を可能とするためには、「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」（41.1%）、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」（39.7%）、「柔軟な勤務制度の導入（在宅勤務やフレックスタイム制度など）」（36.1%）挙げられています。【図表18】
- ・「市民意識調査」では、家庭生活における家事・育児分担について、「家族の介護」を除くすべての項目で「女性が主」（「主に女性」「女性が主で男性が協力」の合計）と答えた割合が50%を超えており、「食事の準備・後片付け」、「部屋の掃除」、「洗濯」、「日常の買い物」に至っては、70%を超えていることから、女性への家事の役割分担が多いことが伺えます。【図表19】
- ・男女平等の意識について、「市民意識調査」では、「男女とも仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」（82.8%）といった回答が最も多いことから、男性についても役割分担に対する理解や意識はあるものと思われますが、実際の負担軽減には至っていません。このことから、夫婦間やパートナー、家族間でのコミュニケーションを図ったうえでの役割分担の実施、柔軟な勤務体系や育児・介護休業取得時の経済的補填など制度面での充実及び男性が家事を担うことに抵抗をなくすとともに周囲の支援と理解が必要です。【図表1（P.13）】

図表 17
女性が出産や介護等で
離職しないために必要なこと



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

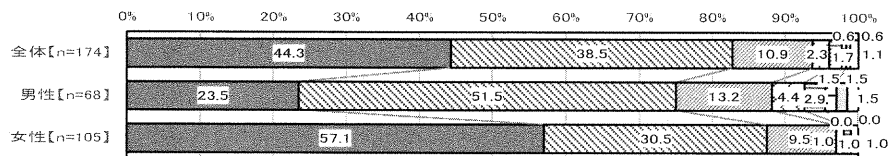
図表 18
仕事や家庭生活、地域活動
の両立のために必要なこと



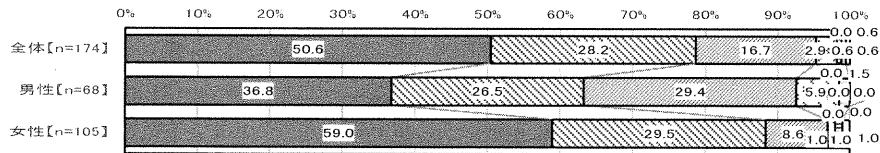
(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 19
家庭生活における
家事・育児分担状況

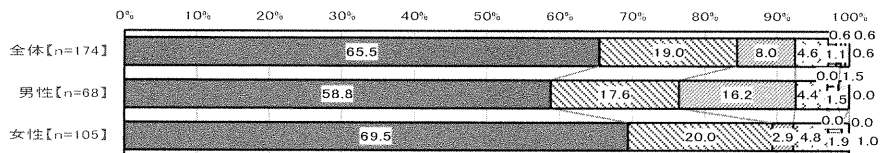
ア) 食事の準備・後片付け



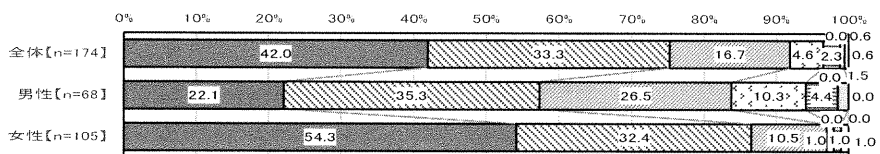
イ) 部屋の掃除



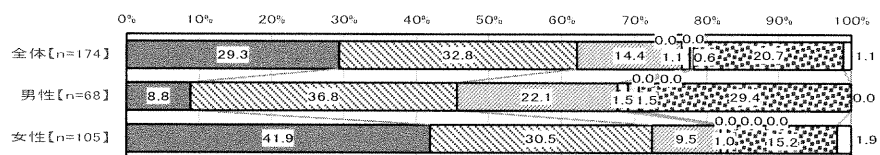
ウ) 洗濯



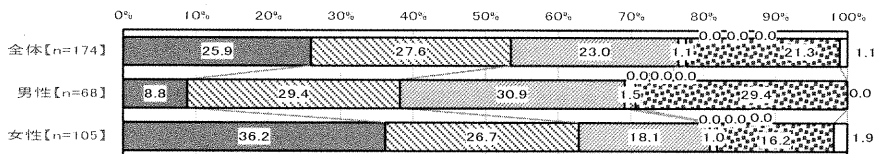
エ) 日常の買い物



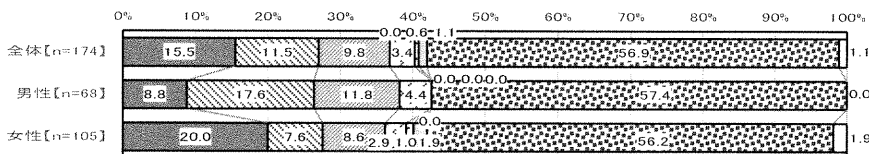
オ) 子どもの世話



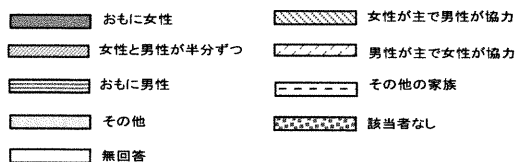
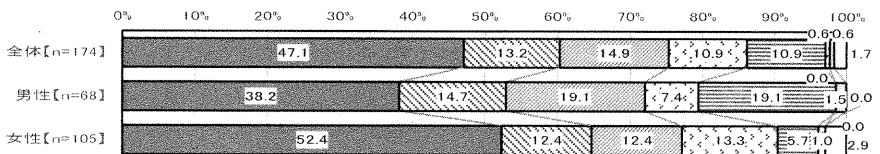
カ) 子どもの教育



キ) 家族の介護



ク) 家計の管理



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

目標と方向性

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内企業に対して、仕事と家事・育児・介護等との両立支援、在宅勤務やテレワーク、フレックスタイム制をはじめとする多様で柔軟な働き方についての理解促進を行うとともに、男性が育児・介護等に参加しやすい環境づくりを進め、誰もが仕事と子育てを容易に両立できる社会の実現を目指します。

施策の方向性と具体的な事業

施策（1）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
29	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報の提供	ワーク・ライフ・バランス実現に向け理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施します。	市民活動支援課 経済振興課	市民 事業所等	新規
30	育児・介護休業制度の普及促進	市内の企業等に対して、育児・介護休業制度についての啓発や働きかけを行います。	経済振興課	事業所等	継続

施策（2）多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
31	総合的な子育て情報の提供	子育て世帯への応援ツールとして、保育園や幼稚園からのお知らせ、公民館や中央図書館等のイベント、休日当番医などを掲載した「子育て通信」を毎月発行します。	子育て支援課	市民	継続
32	学童保育への支援	保護者が仕事等で昼間自宅にいない小学校児童のために、授業終了後の遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課	市民	継続
33	土曜延長保育の充実	保護者の就労形態や家庭の事情等により、標準の保育時間を超えて保育を必要とする子どもについて、7時から19時までの12時間保育（土曜日のみ一部の園で12時まで）を実施します。	保育課	市民	充実

34	一時保育、産休明け保育の実施	保護者の断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等の通常保育で対象とならない場合に、保育園で一時的に保育を実施します。	保育課	市民	継続
35	待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応	多様な保育ニーズを的確に捉え、地域性を考慮しながら適所に保育施設を整備し待機児童の解消を図ります。	保育課	市民	継続
36	病児・病後児保育の実施	病氣中または病氣の回復期にあるため集団生活が困難な期間、医療機関に付設された専用施設において、一時的に保育を実施します	保育課	市民	継続

施策（3）男性の家事・育児・介護への参加促進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
37	男性の育児・家事参加のきっかけづくり	育児・家事スキルを向上させるためのワークショップや情報共有（パパトーク）を実施することで男性の育児・家事参画と女性活躍の推進を図ります。	各公民館	市民	新規
38	家族介護支援事業の拡充	働きながらも参加しやすい、夜間や土・日曜日開催の介護講座を実施します。	高齢者支援課	市民	新規

数 値 目 標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
学童保育待機児童数	13人 (令和2年度)	0人
土曜延長保育の実施園の割合	72.2% (令和2年度)	100%
保育園待機児童数	85人 (令和2年度)	0人
育児・家事スキルアップ講座参加者アンケートで講座の内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定
介護講座受講者数	—	20名

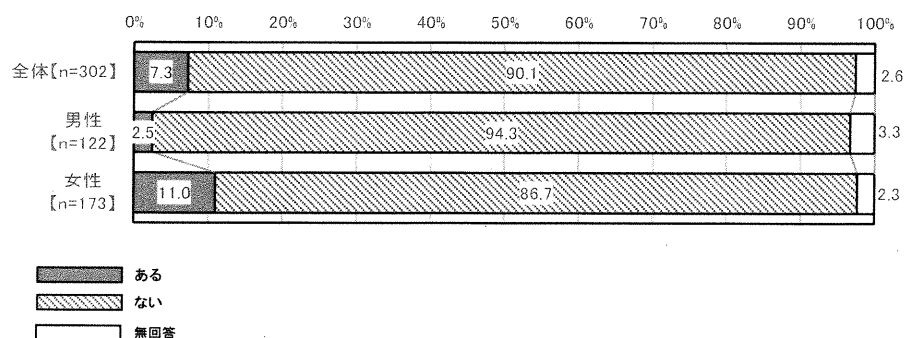
基本目標3 「安心して暮らせるまちづくり」

【基本的な課題6】あらゆる暴力を根絶する社会づくり

現状と課題

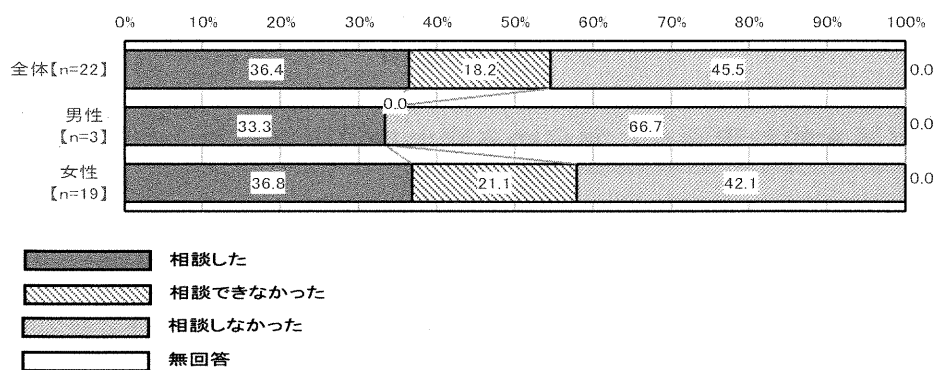
- ・コロナ下の中、DV（配偶者暴力）相談件数は増加しており、全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス」に寄せられた相談件数を合わせると、令和2（2020）年度は19万30件で、前年度比で約1.6倍に増加しています。
 - ・国において、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と定めるなど、性犯罪・性暴力の根絶に向けたさらなる取組や被害者支援の強化も重要な視点となっています。
 - ・「市民意識調査」から、被害を受けている人のうち、63.7%（男性66.7%、女性63.2%）が「相談できなかった・しなかった」と回答しており、相談できなかった・しなかった理由としては、「自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていけると思ったから」（35.7%）、「他人を巻き込みたくなかったから」（14.3%）、「子どもに危害が及ぶと思ったから」（14.3%）などとなっており、どこにも相談せずに抱え込んでいる状況にあると思われます。
- 【図表20、図表21、図表22】

図表 20
配偶者（パートナー）からの
DV被害経験



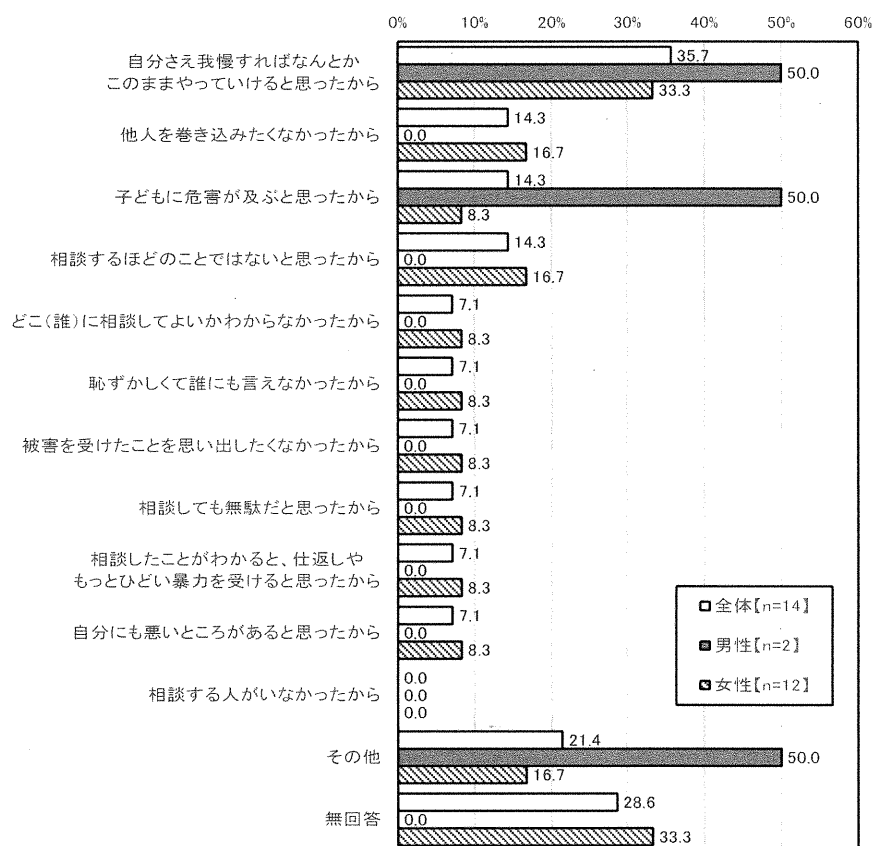
（資料）君津市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和3年）

図表 21
配偶者（パートナー）からの
DV被害経験に関する相談状況



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

図表 22
DV被害について相談しなかった・
相談できなかった理由



(資料) 君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和3年)

目標と方向性

配偶者等からの暴力（DV）や性暴力などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、関係行政機関や民間支援団体とも連携し、被害者に対する支援体制の更なる充実に取り組むとともに、被害者だけで悩むことなく早期に適切な相談や支援が受けられるよう、さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知や支援に関する情報提供を行います。

施策の方向性と具体的な事業

施策（1）DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
39	民生委員・児童委員と連携した取組の推進	配偶者暴力の未然防止、早期発見につなげるため、民生委員・児童委員の配偶者暴力被害者への対応の理解を深めるとともに、市民への啓発に努めます。	厚生課 (社会福祉協議会)	市民	継続
40	女性に対する暴力をなくす運動週間の実施	女性に対する暴力をなくす運動週間（11/12～25）に合わせ、市HP・広報、SNS等を活用した周知、啓発チラシを発行します。	市民活動支援課	市民	新規
41	配偶者暴力に関する相談体制の整備	配偶者等からの暴力に関する相談業務を行い、被害を受けた女性に対して関係機関との連携を図りながら支援するとともに、婦人相談員の配置を含めた検討を行うなど、DV相談窓口の更なる充実を図ります。	子育て支援課	市民	充実
42	児童虐待防止対策と連携した支援の実施	DV被害者とその子どもに対し、市のDV防止対策・児童虐待防止対策を担当する部署及び児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、適切な安全確保と自立に向けたきめ細やかな支援を行います。	子育て支援課	市民	継続

43	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」「男性相談カード」を市内公共施設や商業施設等のトイレに貼付・配布し、相談窓口等を周知します。	市民活動支援課	市民	充実
44	人権擁護委員と連携による配偶者暴力に関する相談窓口の開設	人権擁護委員と家庭相談の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図るとともに、利用しやすい相談窓口機能を整備します。	市民活動支援課	市民	見直し

数 値 目 標

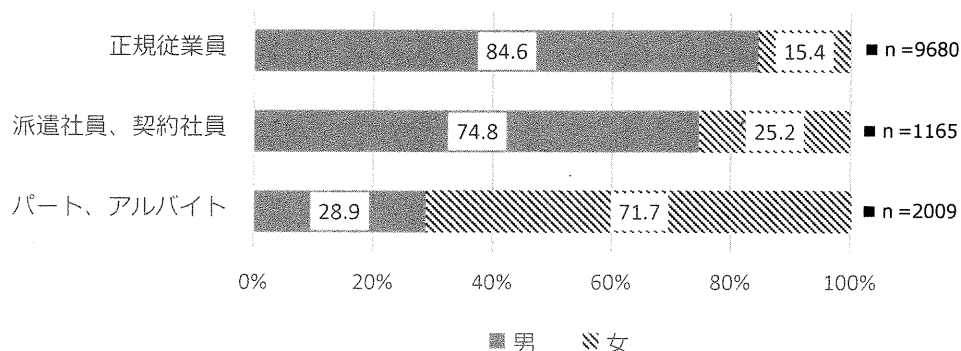
評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
DV経験者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合(市民意識調査)	63.7% (令和3年度)	減少を目指す
DV相談カード及びステッカーの設置箇所	54か所 (令和2年度)	100か所以上

【基本的な課題7】誰もが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

- 働く女性の半数以上が非正規雇用であり、2割前後で推移している男性と比べてその割合は高い状況が続いています。（平成29（2017）年総務省「労働力調査」）
君津市においても同様で、正規従業員の女性割合は2割未満と低く、パート・アルバイトに占める女性の割合はおよそ7割と高い状況にあります。【図表23】
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用・就業をめぐる環境の変化、未婚・離婚等による単身世帯やひとり親家庭が増加する中、貧困に苦しむ人、就労等の機会を得ることができない人など、様々な困難を抱える人が増加しています。
- コロナ下における就業者数の推移は、男女ともに緊急事態宣言が発令された令和2（2020）年4月に前の月と比べて大幅に減少しており、男女で比較すると、男性は39万人減少していることに對し、女性は70万人の減少と、女性の減少幅が大きくなっています。
- 厚生労働省の平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、養育費の取り決め状況は、母子世帯で42.9%（前回調査37.7%）、父子世帯で20.8%（前回調査17.5%）と母子世帯、父子世帯ともに前回調査より増加していますが、養育費を実際に受け取っている母親は24.3%、父親は3.2%にすぎず、養育費の取り決めをしたにもかかわらず、養育費が支払われていないケースが多く存在しています。
- 本市における外国人住民数は、平成28（2016）年3月末時点で757人だったものの、令和3（2021）年3月末時点では、1050人と大幅に増加しています。平成31（2019）4月に外国人労働者の受け入れを拡大するために出入国管理法が改正され、今後も外国人住民が増加することが予想されることから、外国人住民が安心して暮らせるよう、多言語による生活情報の提供や外国人相談窓口の充実などの環境整備が必要です。

図表 23
市内事業所
正規・非正規雇用割合



（資料）君津市「男女共同参画に関する事業所実態調査」（令和3年）

目標と方向性

ひとり親家庭等で経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい女性への自立支援を行うとともに、年齢や障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず、誰もが安心して生き生きと生活できるよう、就労支援や相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向性と具体的な事業

施策（１）ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への対応

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
45	ひとり親家庭への能力開発支援（就労支援）	教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給する事業について市HPや窓口での相談等の際、周知を図っていきます。	子育て支援課	市民	継続
46	母（父）子家庭、寡婦世帯の自立に向けての相談事業の実施	こども家庭相談室において、母子父子自立支援員が、母（父）子家庭、寡婦世帯の経済的自立を図るために、関係機関等との連携を図りながら、相談、助言及び指導を行います。	子育て支援課	市民	継続
47	養育費の取り決め等の促進	養育費の重要性や相談機関に関する周知・啓発を行うとともに、弁護士等による相談支援を行います。	市民活動支援課	市民	継続
48	生活困窮世帯等への就労支援	生活困窮などの問題を抱える人に対し、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。	厚生課	市民	継続

施策（2）高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境づくり

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
49	高齢者、障害者への様々な支援の充実	「君津市高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「君津市障害者基本計画」、「君津市障害福祉計画」、「君津市障害児福祉計画」に基づき推進します。	高齢者支援課 障害福祉課	市民	継続
50	外国人市民相談窓口等の充実	外国人市民が安心して暮らすことができるよう、多言語による生活情報の提供や相談支援体制の充実に取り組みます。	市民活動支援課 政策推進課	市民	継続
51	外国人児童生徒・帰国児童生徒に配慮した教育の推進	外国人児童生徒・帰国児童生徒の学習や学校生活支援のため、必要に応じて日本語指導員（国際化推進コーディネーター）を派遣します。	学校教育課	市民	継続

数 値 目 標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数	3件／年 (令和2年度)	4件／年

【基本的な課題8】生涯を通じた健康支援

現状と課題

- ・人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸が課題となっており、市民のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）の向上を図り、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、取り組めるよう支援することが必要です。
- ・生涯にわたる女性の健康づくりについては、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があることから、各ライフステージに対応した女性がいつまでも元気でいられるための健康支援が必要です。
- ・男女共同参画という観点では、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態で満足できる生活を送り、子どもを持つか持たないか、子どもの数や出産時期などを自由に決定できる権利を持つことを意味する「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という考え方を浸透させていくことが重要です。

目標と方向性

誰もが生涯にわたり健康で心豊かに過ごせるよう、健康づくりへの支援や各ライフステージに応じた健康支援を推進します。

施策の方向性と具体的な事業

施策（１）一人ひとりに応じた健康支援の推進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
52	検診の意識啓発	定期健（検）診受診による健康状態の認識、適切な疾病予防に向けた健康管理意識の高揚を図るとともに、あらゆる世代が受診しやすい環境を整え、受診者数の増加を目指します。	健康づくり課	市民	継続
53	健康増進モデル事業の実施	運動教室の継続と活性化を支援し高齢者の健康の維持増進を図ります。	健康づくり課	市民	継続

施策（２）女性のライフステージに合わせた健康支援

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
54	妊娠期から子育て期にわたる母子保健体制の充実	子育て世代包括支援センターすこやか親子サポートつみきにおいて、安全、安心ですこやかな妊娠・出産及び子育てができるよう、関係機関と連携して妊産婦とそのパートナー等を支える地域の相談支援体制を構築します。	健康づくり課	市民	継続
55	婦人の健康づくりの推進	乳がん及び子宮頸がん検診の体制をより充実させ、受診者数の増加に努め、がんの早期発見・早期治療に貢献します。	健康づくり課	市民	充実

数値目標

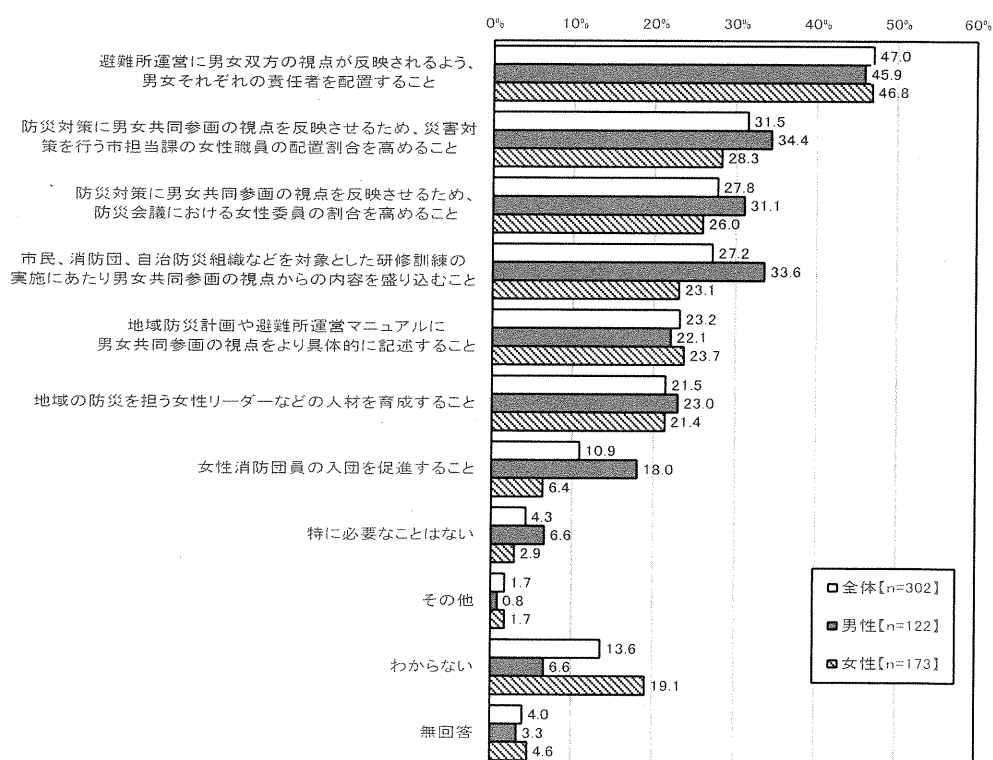
評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
結核・肺がん、胃がん、大腸がん検診の受診者数	結核・肺がん検診 2,738人 胃がん検診 1,314人 大腸がん検診 2,982人 (令和3年度)	結核・肺がん検診 3,100人 胃がん検診 1,600人 大腸がん検診 3,300人
健康増進モデル事業に参加する高齢者の割合	3.6% (令和2年度)	6%
妊娠届け出数に対するパパママクラス参加者(組)の割合	15% (令和2年度)	増加を目指す
レディースがん検診の受診者数	581人 (令和3年度)	680人
春の子宮頸がん検診受診者数	296人 (令和3年度)	400人

【基本的な課題9】防災分野における男女共同参画の促進

現状と課題

- ・人口の51.3%（総務省「人口推計」令和3（2021）年10月1日現在）は女性であることから、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した災害対応を行うことが求められています。
- ・「市民意識調査」では、防災分野における男女共同参画の推進のために必要なこととして、「避難所運営に男女双方の視点が反映されるよう、男女それぞれの責任者を配置すること」（47.0%）が最も高い割合となっています。【図表24】
- ・災害時には固定的な性別役割分担意識が顕著化し、家事・育児・介護等への女性の負担が増大すると言われており、平常時から意識の解消に努めておくことが、防災対策を円滑に進めていくための基盤の一つとされています。
- ・令和元年房総半島台風等での経験を踏まえ、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えるとともに、自主防災組織や防災における意思決定の場への女性の参画を推進していくことが重要です。

図表 24
防災分野において
必要なこと



（資料）君津市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）

目標と方向性

女性の視点による防災対策の必要性の意識をより浸透させるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた避難所開設・運営体制の構築に取り組みます。

また、自主防災組織や消防団員などの防災活動への女性の参画を促し、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進めていきます。

施策の方向性と具体的な事業

施策（１）男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
56	地域防災への女性の参画の促進	避難所の運営等における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営訓練を実施します。	危機管理課	市民	継続
57	個別対策マニュアル等の見直し	男女共同参画の視点を踏まえ、必要に応じ、避難所運営マニュアル等の見直しを行います。	危機管理課	市	継続

施策（２）消防・防災活動における女性活躍の促進

	事業名	内容	担当課	対象者	区分
58	消防団への女性の入団促進	女性の入団促進、拡充を図り、実災害での後方支援活動や、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当の指導など、女性の活躍を促します。	消防総務課	市民	充実

数値目標

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和8（2026）年度
消防団員に占める女性の割合	2.7% (令和2年度)	3.2%

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の充実

男女共同参画に係る取組は、庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画の推進にあたっては、「君津市男女共同参画施策推進本部」を中心に庁内の関係部署が連携し、さまざまな取組を推進する横断的な体制の充実を図ります。

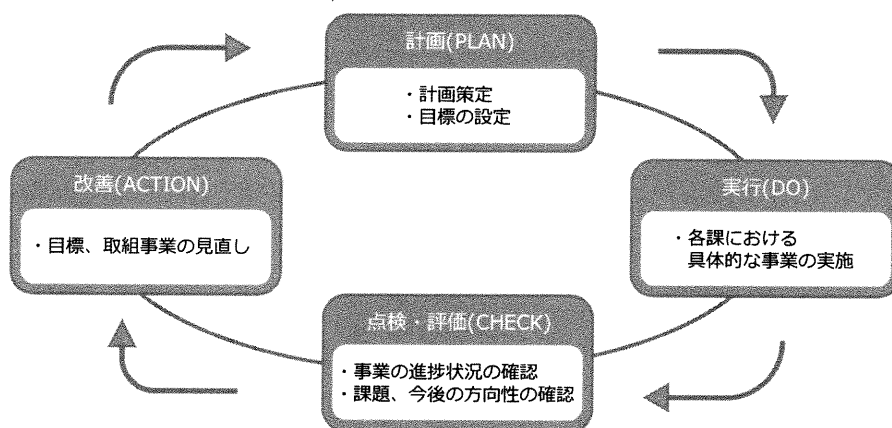
(2) 君津市男女共同参画推進懇話会における進捗の点検

本計画の進捗状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や助言を求め、施策への反映に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画に位置付けた具体的な事業は、毎年度、それぞれの担当課が進捗状況や課題等を整理してPDCAの視点から自己評価を行い、その結果を「君津市男女共同参画推進懇話会」に報告します。「君津市男女共同参画推進懇話会」での推進状況の確認や評価結果を受けて、事業の改善を図るなど、次年度以降の取組の展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。

なお、進捗状況等については、市ホームページ等で広く公表します。



3 数値目標の設定一覧表

指標	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
----	-------------	--------------------

【基本目標1】多様性を認め合うまちづくり

基本的な課題1「男女共同参画社会実現に向けた意識づくり」		
人権問題講演会・セミナー参加者アンケートで「人権問題への関心や理解が深まった人の割合」	85.3% (令和元年度)	90%以上
人権問題・男女共同参画に関する講座を実施した公民館数	100% (令和2年度)	100%
社会習慣・しきたりの面で「男女平等」と回答した人の割合(市民アンケート調査)	15.2% (令和3年度市民意識調査)	30%
性的マイノリティ(性的少数者、LGBT等)の「言葉と意味の両方知っている」と回答した人の割合(市民アンケート調査)	57.6% (令和3年度市民意識調査)	70%
基本的な課題2「学びの場における男女共同参画の意識づくり」		
学校生活の中で「男女の地位は平等」と回答した人の割合(中学生アンケート)	59% (令和3年度中学生意識調査)	70%

【基本目標2】誰もが活躍できるまちづくり(女性活躍市町村推進計画)

基本的な課題3「女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり」		
審議会等における女性委員の割合	22.2% (令和3年4月1日現在)	40%
女性委員のいない審議会等の数	15 (令和3年4月1日現在)	0
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	8.7% (令和3年4月1日現在)	15%以上
市内女性リーダー育成研修会等の参加者数の対前年比	—	100%以上
女性従業員リーダーシッププログラム参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定

指標	現状値 (年度)	目標値 令和 8 (2026) 年度
基本的な課題 4 「働く場における男女共同参画の促進」		
市内事業所の経営者・管理職実践セミナー参加者アンケートでセミナーの内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定
一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣数	—	3件/年
家族経営協定の締結数	25件 (令和2年度)	37件
市役所の新規採用者に占める女性の割合	32.4% (令和2年度)	35%以上
市役所内における男性の育児休業取得率	0% (令和2年度)	10%以上
全職員の時間外勤務時間 1 か月 45 時間以内、年間 360 時間以内	80.3% (令和2年度)	100%
基本的な課題 5 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」		
学童保育待機児童数	13人 (令和2年度)	0人
土曜延長保育の実施園の割合	72.2% (令和2年度)	100%
保育園待機児童数	85人 (令和2年度)	0人
育児・家事スキルアップ講座参加者アンケートで講座の内容について「満足」と回答した人の割合	—	令和4年度 事業実施後に設定
介護講座受講者数	—	20名

指標	現状値 (年度)	目標値 令和8(2026)年度
----	-------------	--------------------

【基本目標3】安心して暮らせるまちづくり

基本的な課題6「あらゆる暴力を根絶する社会づくり」(DV防止市町村基本計画)		
DV経験者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	63.7% (令和3年度市民意識調査)	減少を目指す
DV相談カード及びステッカーの設置箇所	54箇所 (令和2年度)	100箇所以上
基本的な課題7「誰もが安心して暮らせる環境の整備」		
教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給件数	3件 (令和2年度)	4件/年
基本的な課題8「生涯を通じた健康支援」		
結核・肺がん、胃がん、大腸がん検診の受診者数	結核・肺がん検診 2,738人 胃がん検診 1,314人 大腸がん検診 2,982人 (令和3年度)	結核・肺がん検診 3,100人 胃がん検診 1,600人 大腸がん検診 3,300人
健康増進モデル事業に参加する高齢者の割合	3.6% (令和2年度)	6%
妊娠届け出数に対するババママクラス参加者(組)の割合	15% (令和2年度)	増加を目指す
レディースがん検診の受診者数	581人 (令和3年度)	680人
春の子宮頸がん検診受診者数	296人 (令和3年度)	400人
基本的な課題9「防災分野における男女共同参画の促進」		
消防団員に占める女性の割合	2.7% (令和2年度)	3.2%

【概要版】

君津市男女共同参画計画策定にあたっての 意識・実態調査結果報告書

調査結果報告書について

この調査結果報告書は、市民1,000人、市内事業所500社と市立中学校に通う中学2年生614人を対象に実施したアンケート結果をまとめたものです。

主な調査項目は、次のとおりです。

【市民意識調査】

各場面における男女の地位についての意識、性的マイノリティに関する認知度、家庭内の役割分担、女性が働くことについて、ワーク・ライフ・バランス、DVに関する意識や実態、男女共同参画社会実現のために必要なことなど

【事業所実態調査】

男女別役職数、令和2年度採用状況、男性の育児休業取得率、出産・育児・介護等による退職者の再雇用状況、女性活躍を推進するうえでの課題、テレワーク実施状況、男女共同参画推進のために希望する支援など

【中学生意識調査】

各場面における男女の地位についての意識、女性が働くことについて、身体の性、心の性または恋愛の性に関する実態及び支援策、男女共同参画に関する言葉の認知度など

【調査の概要】

区分	対象	調査方法	調査期間	回収数	回収率
市民	16歳以上の男女1,000人 を無作為抽出	郵送配布 ・ Web及び郵送回収	令和3年10月27日から 11月15日まで	302	30.2%
事業所	市内事業所500社 を無作為抽出	郵送配布 ・ Web及び郵送回収	令和3年10月27日から 11月15日まで	153	30.6%
中学生	市立中学校に通う 中学2年生614人	Web及び用紙回答	令和3年10月～11月	563	91.7%

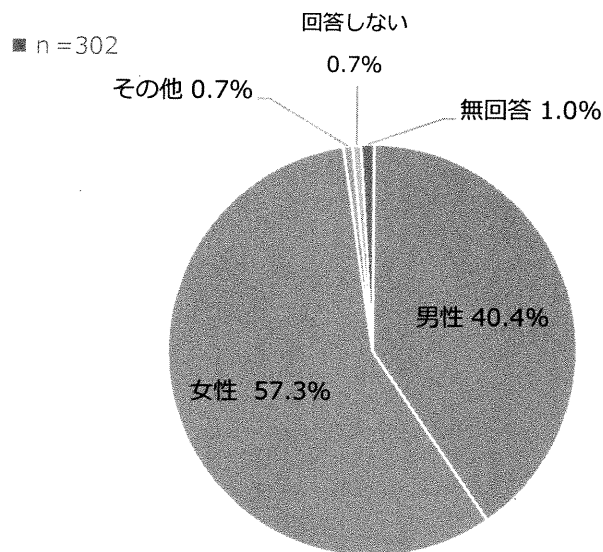
グラフ等を見る際の留意点

- ・グラフ中の「%」は、小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の「N」とは、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。
- ・中学生意識調査の性別について、「その他」及び「回答しない」と回答した生徒については、「性別を答えていない生徒」として表します。

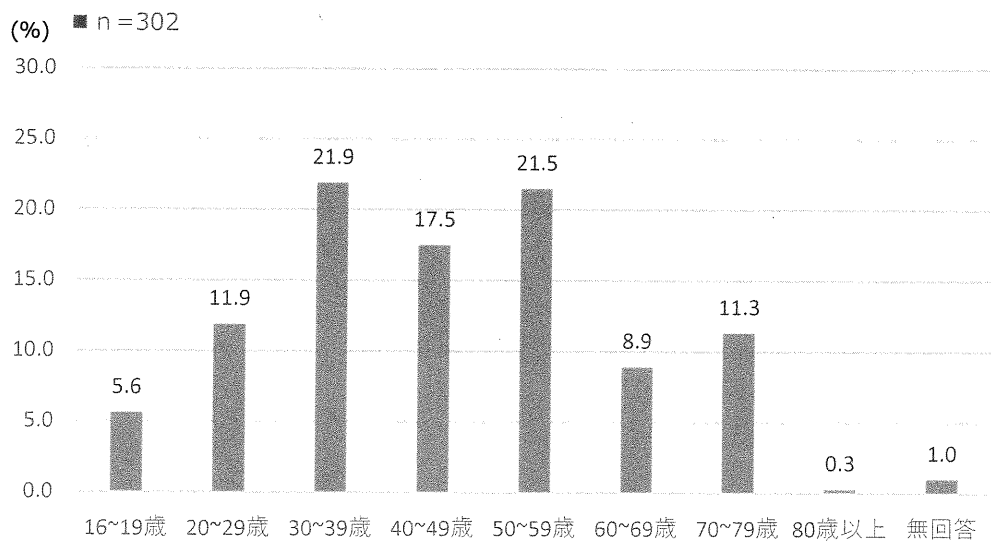
市民意識調査の結果

1 回答者の属性

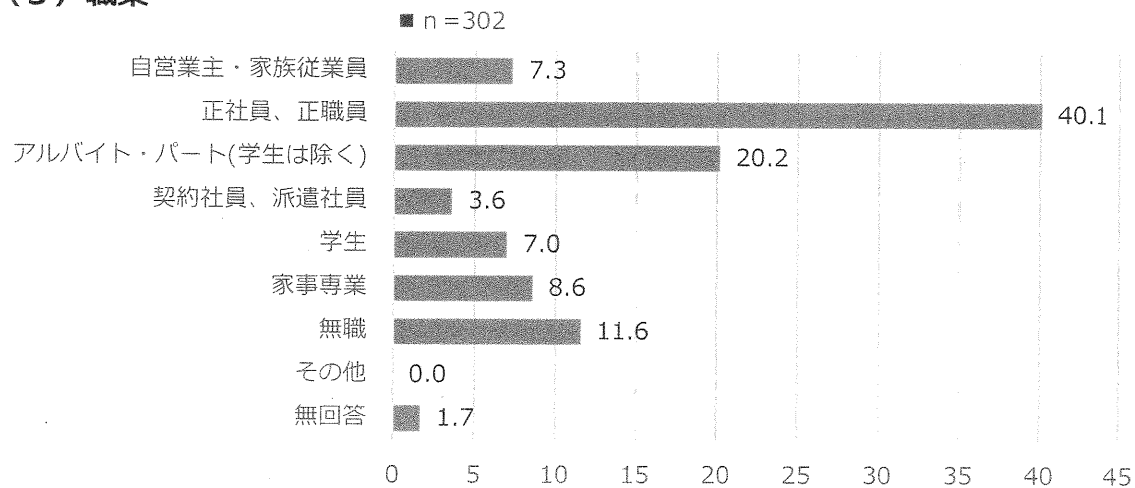
(1) 性別



(2) 年齢階層

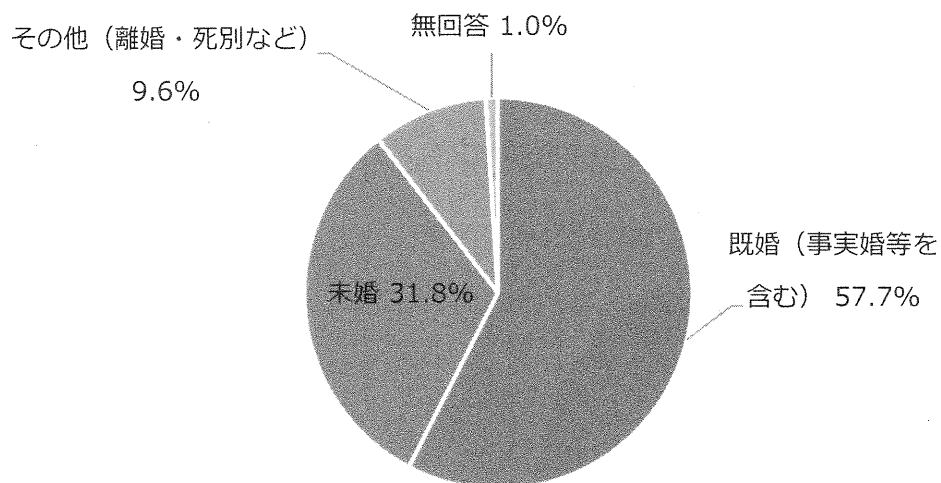


(3) 職業



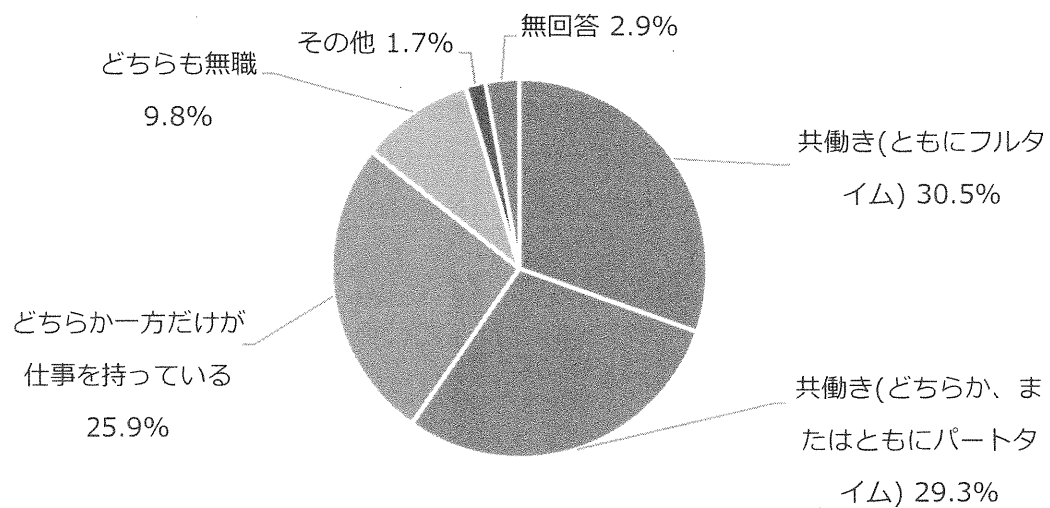
(4) 既婚・未婚の別

■ n=302



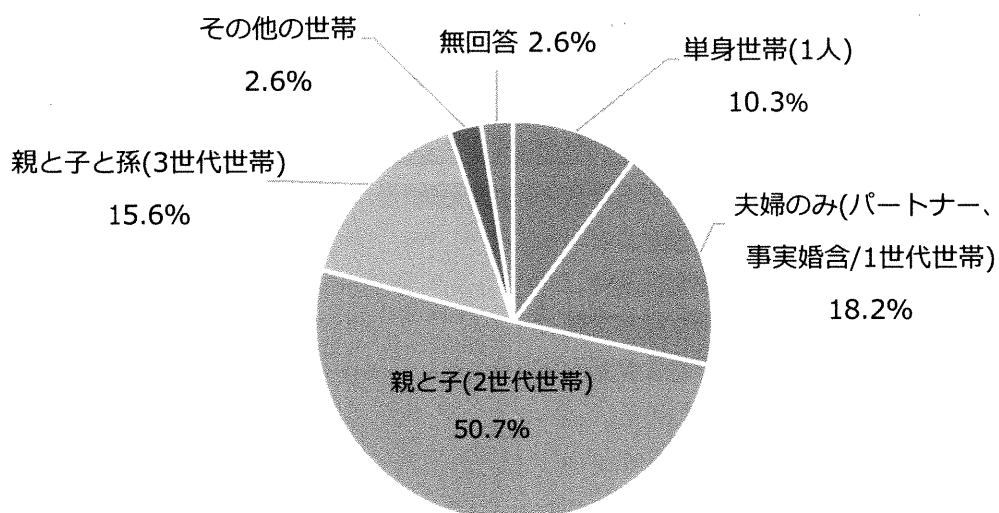
(5) 共働き・片働きの別（既婚のみ）

■ n=174



(6) 家族構成

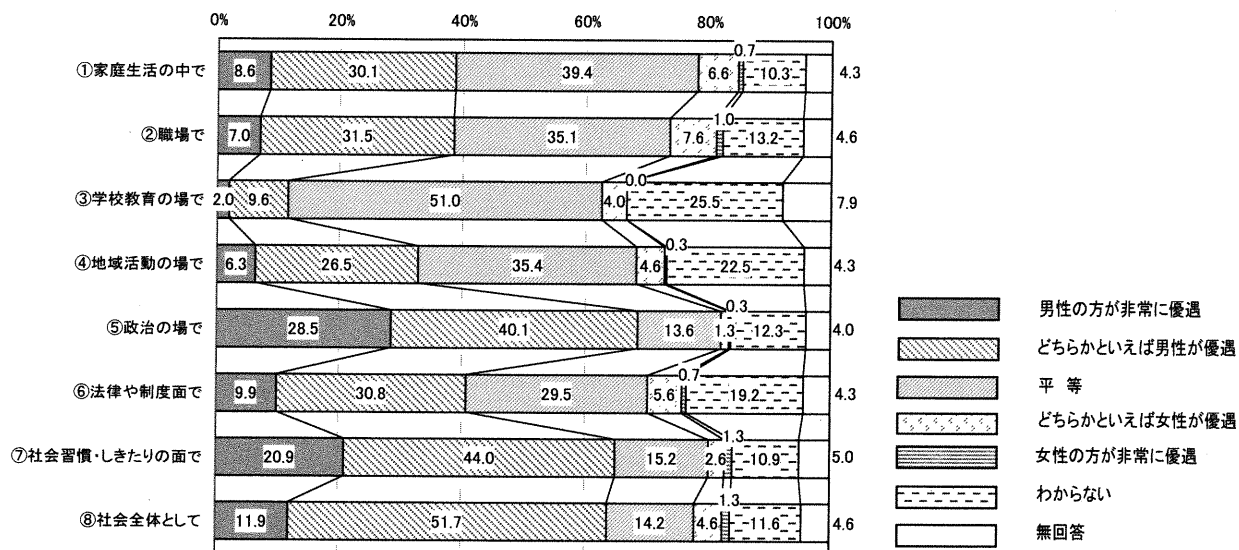
■ n=302



2 調査結果

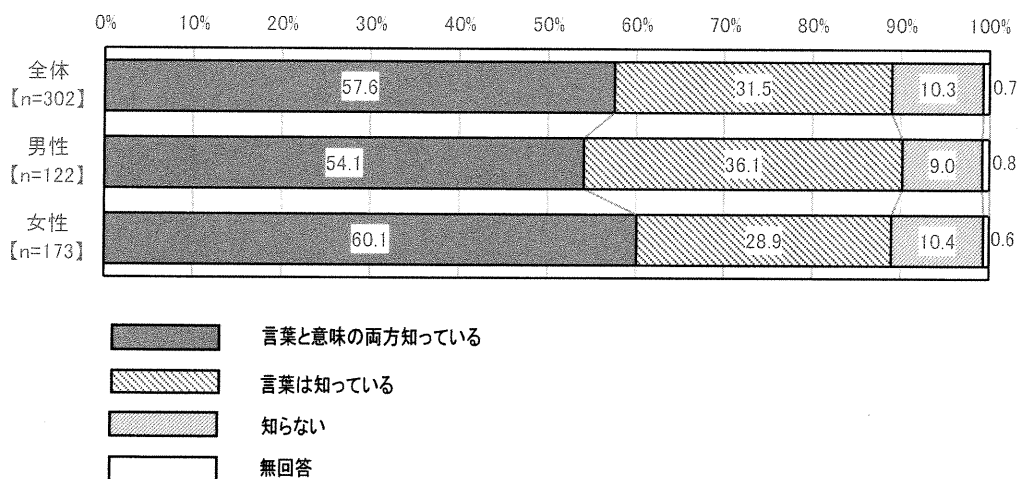
(1) 各場面における男女の地位についての意識

8項目の分野において男女の平等感について質問したところ、全ての分野において「男性優位意識」が強く、特に、政治の場、社会習慣・しきたり、社会全体の3分野では、約6割と高い割合となっています。



(2) 性的マイノリティ（LGBT）に対する認知度

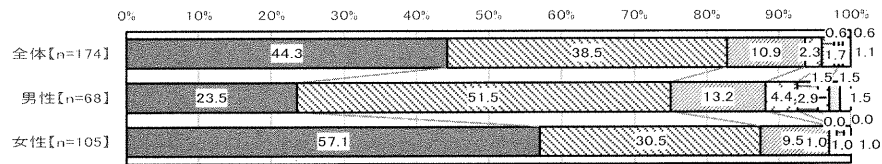
性的マイノリティ（LGBT）について、57.6%と半数以上の方が「言葉と意味の両方知っている」と回答していますが、「意味を知らない」と答えた方も41.8%と比較的高い数値となっています。



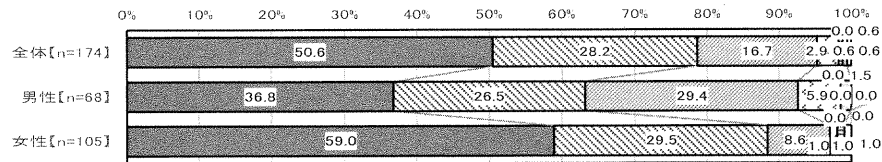
(3) 家庭内の役割分担について

家庭内での家事や子育て、介護等の役割分担を質問したところ、「キ）家族の介護」を除く全ての項目で、5割以上が「女性が主」と回答しています。なかでも、「（ア）食事の準備・後片付け」、「イ）部屋の掃除」、「ウ）洗濯」、「エ）日常の買い物」と家事に該当する項目では、7割を超えていることから、家事における役割分担の多くを女性が担っているという結果となりました。

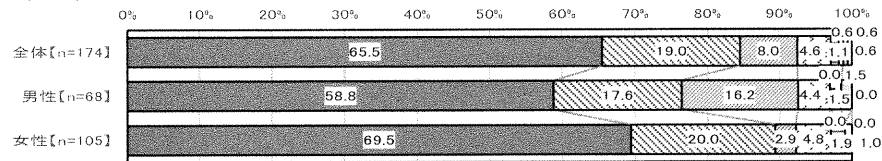
ア) 食事の準備・後片付け



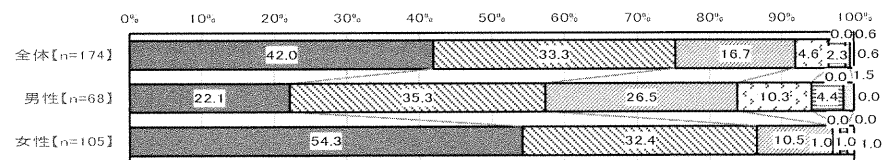
イ) 部屋の掃除



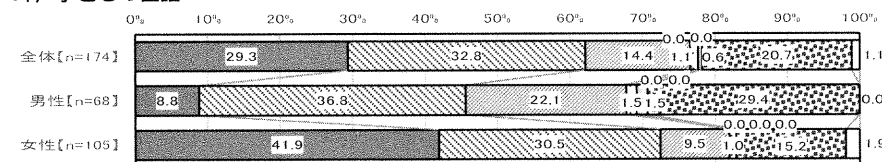
ウ) 洗濯



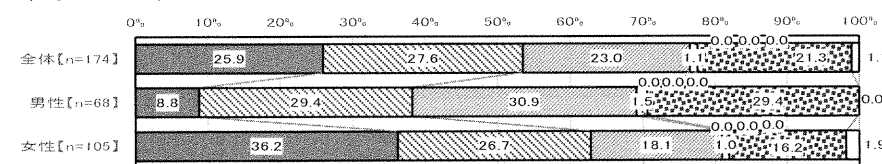
エ) 日常の買い物



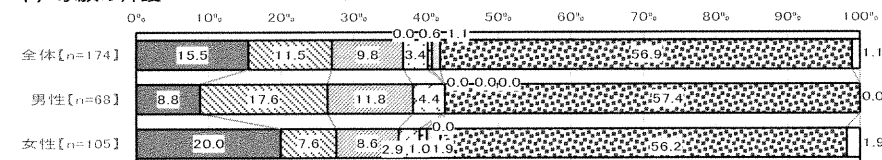
オ) 子どもの世話



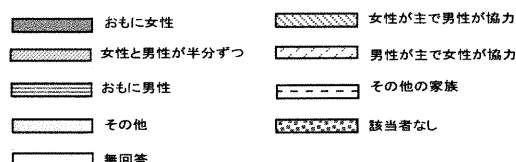
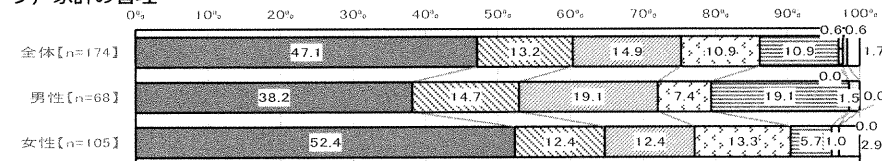
カ) 子どもの教育



キ) 家族の介護

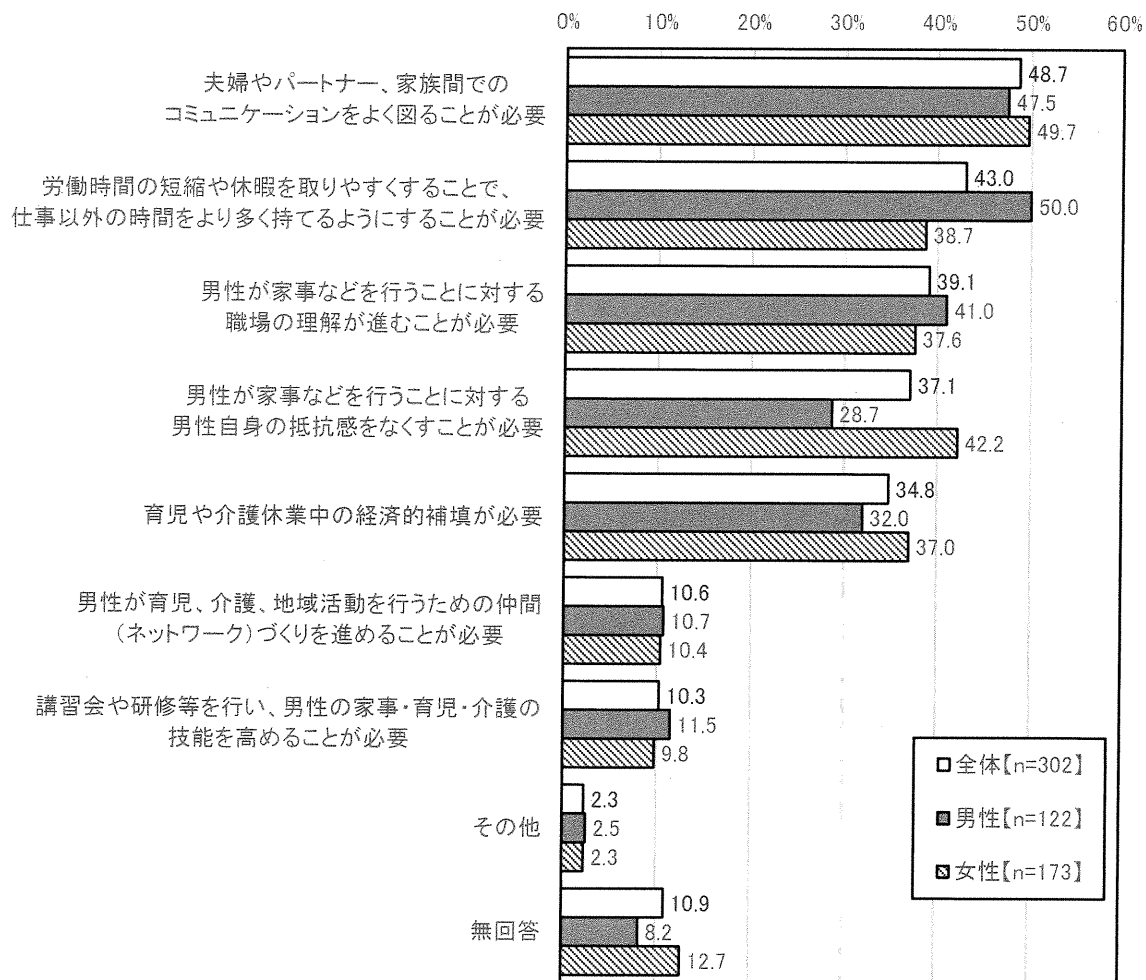


ク) 家計の管理



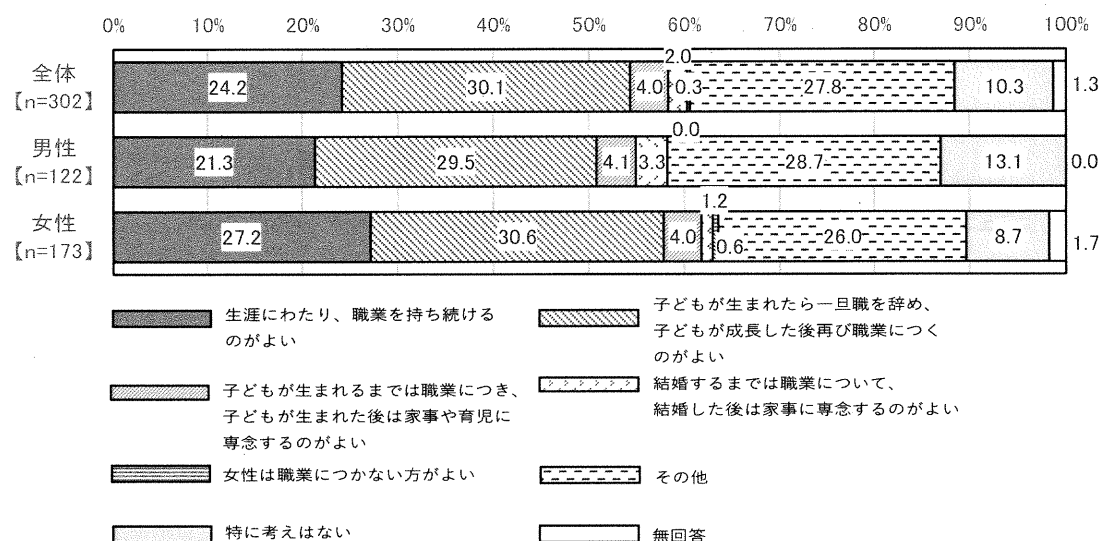
(4) 男性が家事・育児・地域活動等に参加するために必要なこと

「夫婦やパートナー、家族間でのコミュニケーションをよく図ることが必要」が48.7%と最も多く、「労働時間の短縮や休暇を取りやすくすることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすることが必要」が43.0%、「男性が家事などを行うことに対する職場の理解が進むことが必要」が39.1%、「男性が家事などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすことが必要」が37.1%、「育児や介護休業中の経済的補填が必要」が34.8%の順となっています。



(5) 女性と職業について

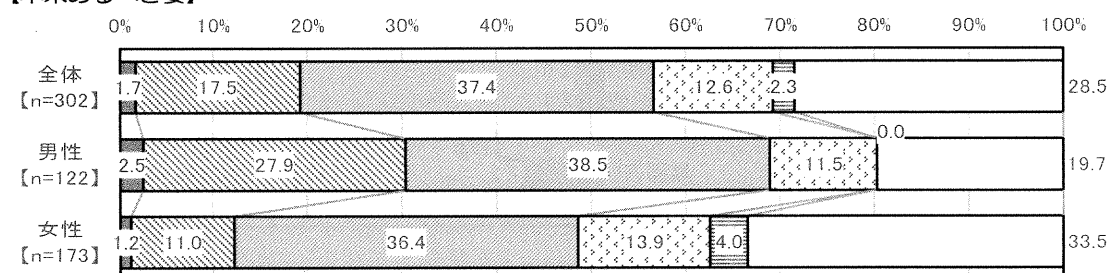
女性が職業(仕事)を持つことについて、「子どもが生まれたら一旦職を辞め、子どもが成長した後再び職業につくのがよい」が30.1%、「生涯にわたり、職業を持ち続けるのがよい」が24.2%と、この2つで全体の5割以上を占めています。



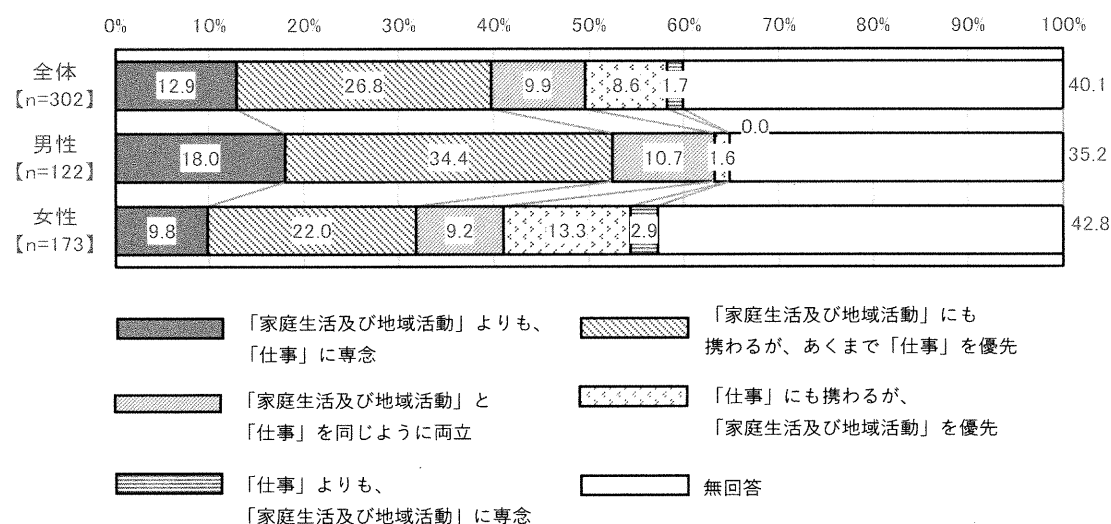
(6) 「仕事」と「家庭生活及び地域活動」について、現状とあるべき姿

理想は、「家庭生活や地域活動と仕事の両立」37.4%ですが、実際の状況は、「仕事が優先」が66.6%と理想と現実が違っていることが伺えます。

【本来あるべき姿】



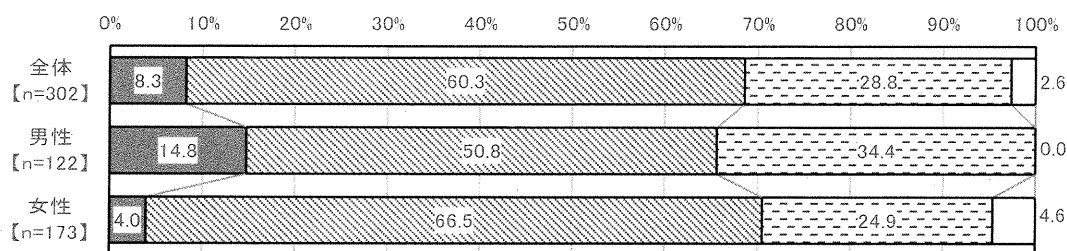
【実際の家庭での状況】



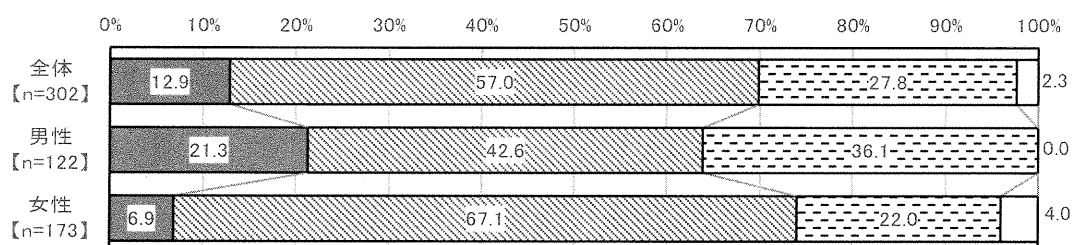
(7) 役職等（PTA会長・自治会長・職場の管理職・市の審議会委員）への就任依頼

どの役職についても、女性より男性の方が「承諾する」という割合が高くなっています。

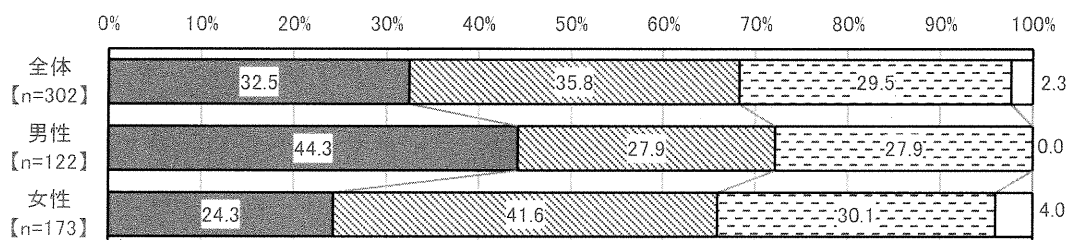
ア) PTA会長



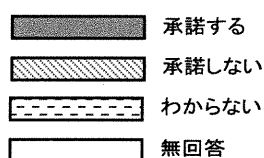
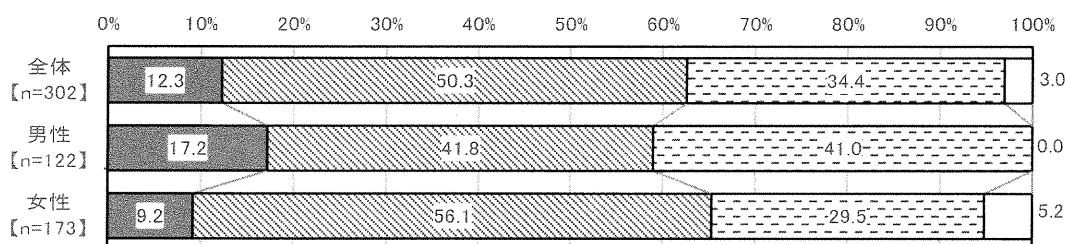
イ) 自治会長



ウ) 職場の管理職



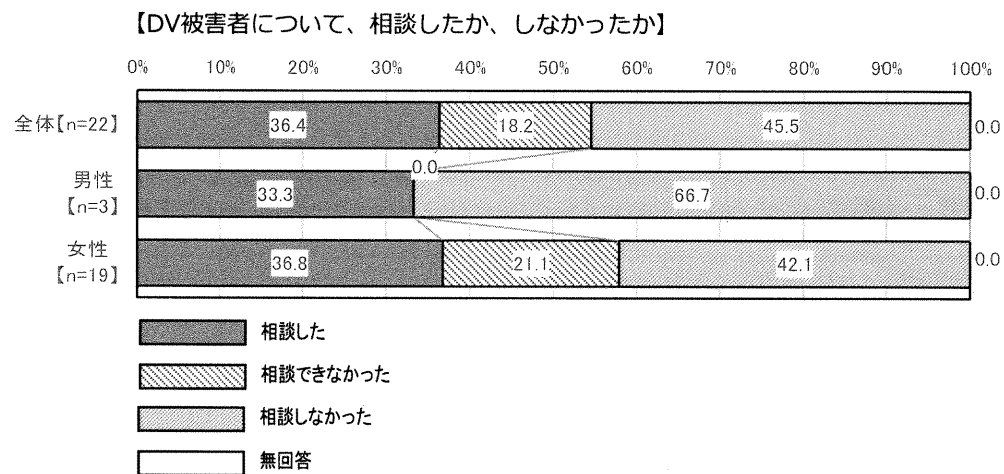
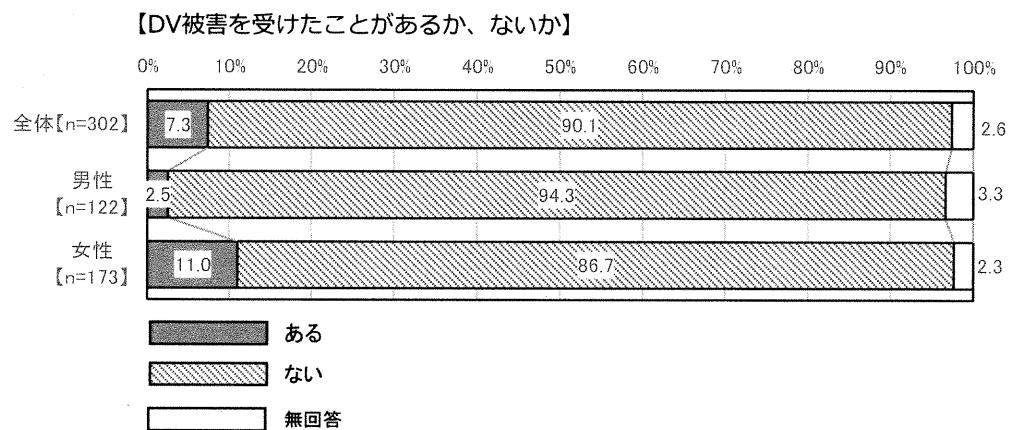
エ) 市の審議会等の委員



(8) ドメスティック・バイオレンスの現状

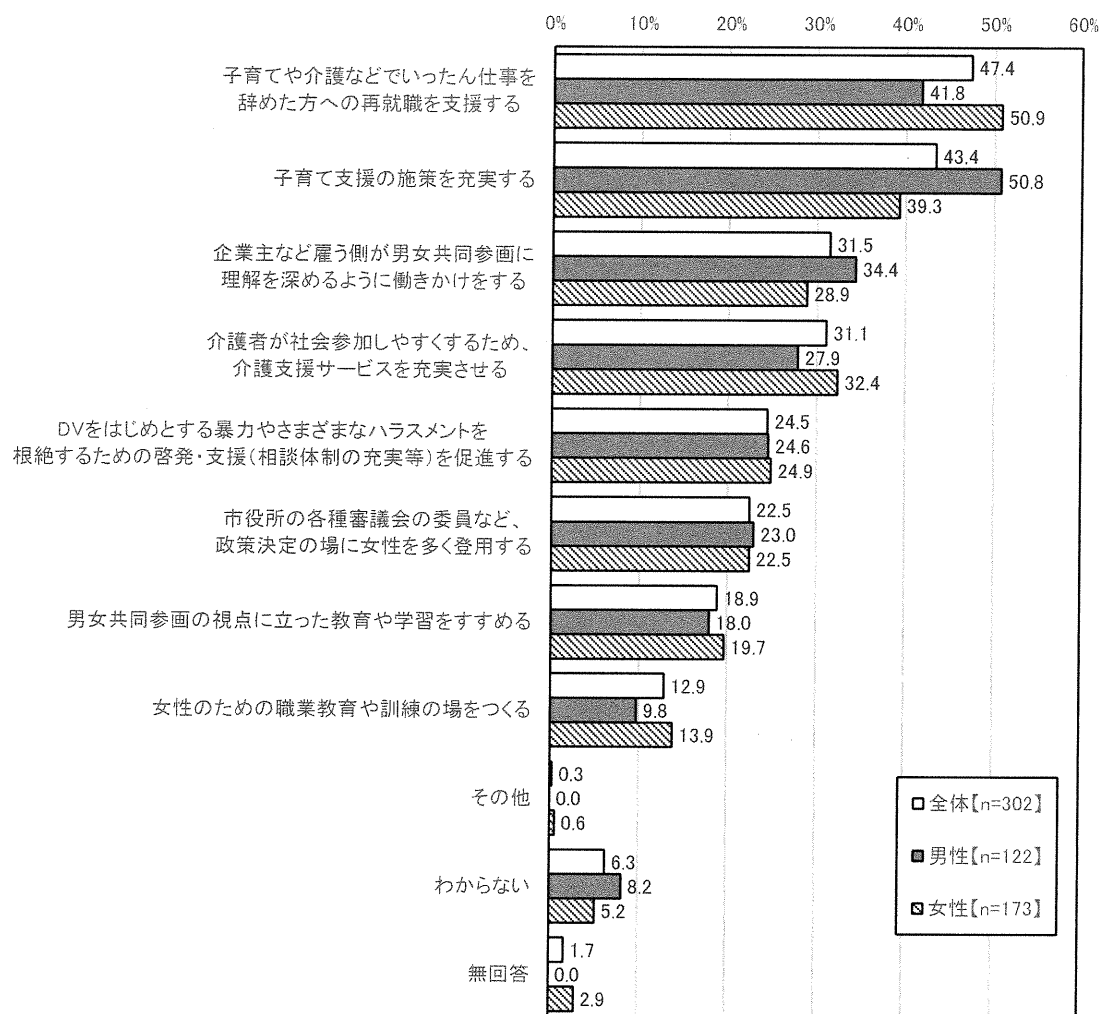
パートナー（配偶者や恋人など）からDVを受けたことがあると答えた人は、全体の7.3%で、男性よりも女性の方が高い割合となっています。

また、被害にあった人の63.7%が「相談できなかった」、「相談しなかった」と答えています。



(9) 男女共同参画社会実現のために注力してほしい施策について

「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた方への再就職を支援する」が47.4%で最も多く、「子育て支援の施策を充実する」が43.4%、「企業主など雇う側が男女共同参画に理解を深めるように働きかけをする」が31.5%などの順となっています。

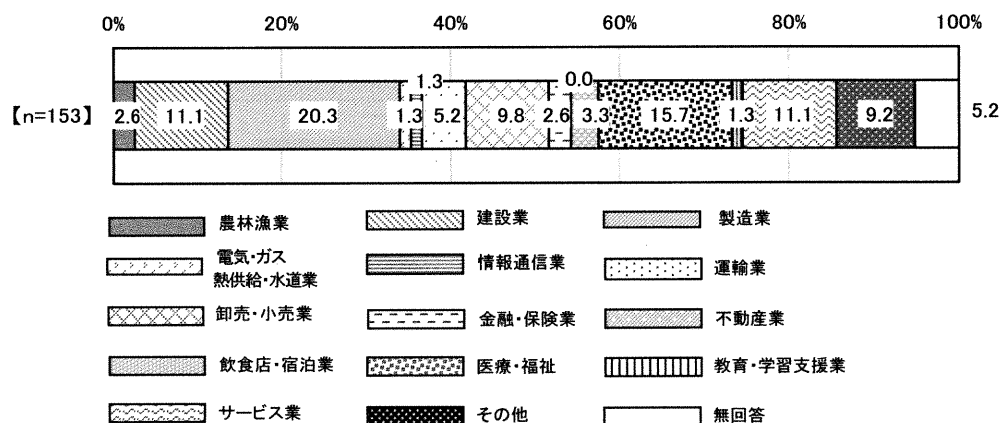


事業所実態調査の結果

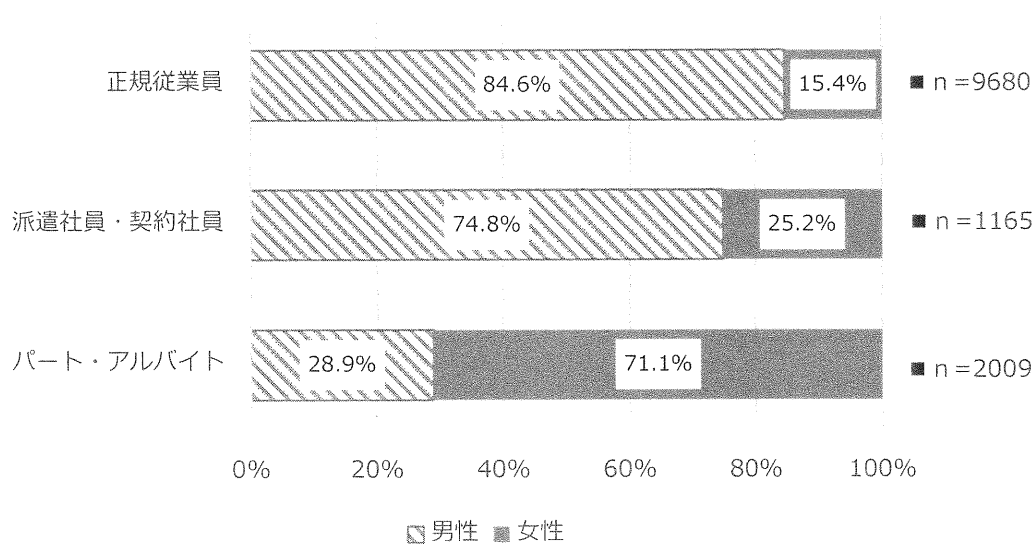
1 回答事業所の属性

(1) 業種

「製造業」20.3%、「医療・福祉」15.7%、「建設業」と「サービス業」が同率の11.1%、「卸売・小売業」9.8%となっています。



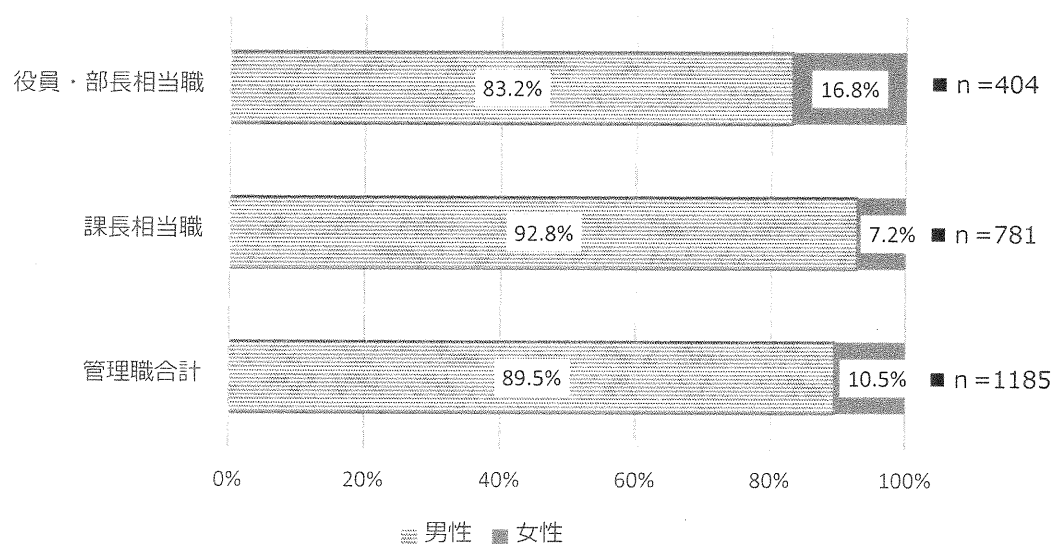
(2) 従業員の雇用形態



2 調査結果

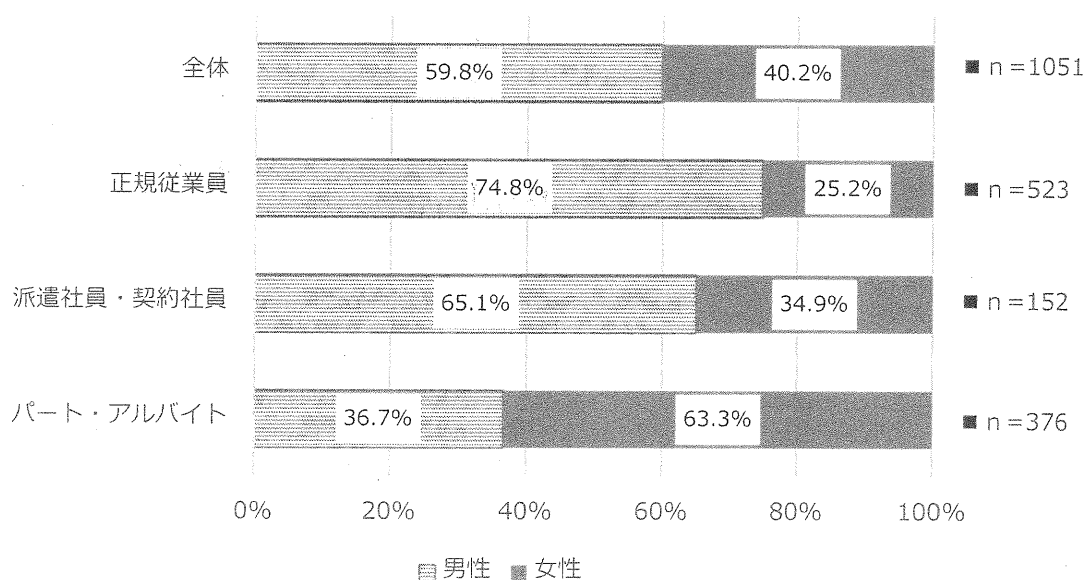
(1) 事業所の男女別役職数

女性の役職者数は、全体として、10.5%と非常に低い結果となっています。



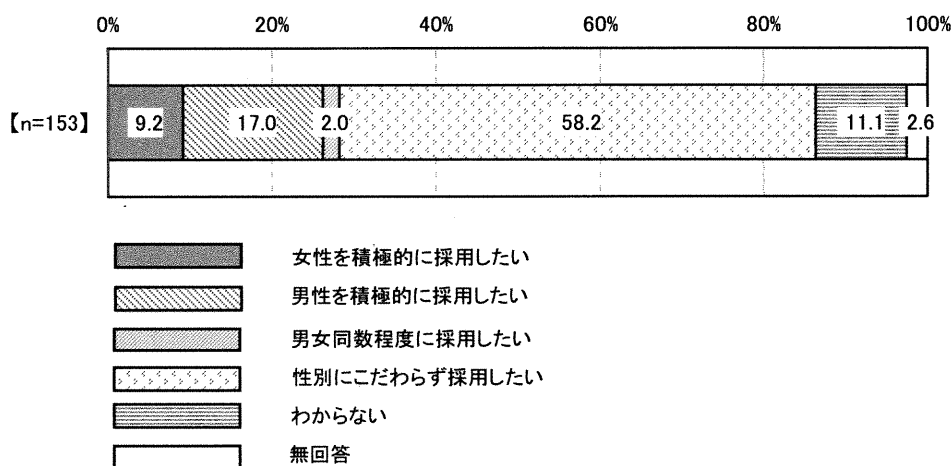
(2) 令和2年度採用状況

回答事業所の令和2年度の採用従業員の合計人数は、1,051人で、その性別の内訳は「男性」が59.8%、「女性」が40.2%となっています。採用区分別にみると、正規従業員、派遣社員・契約社員では男性の採用が約6割から約7割と高い割合となっています。



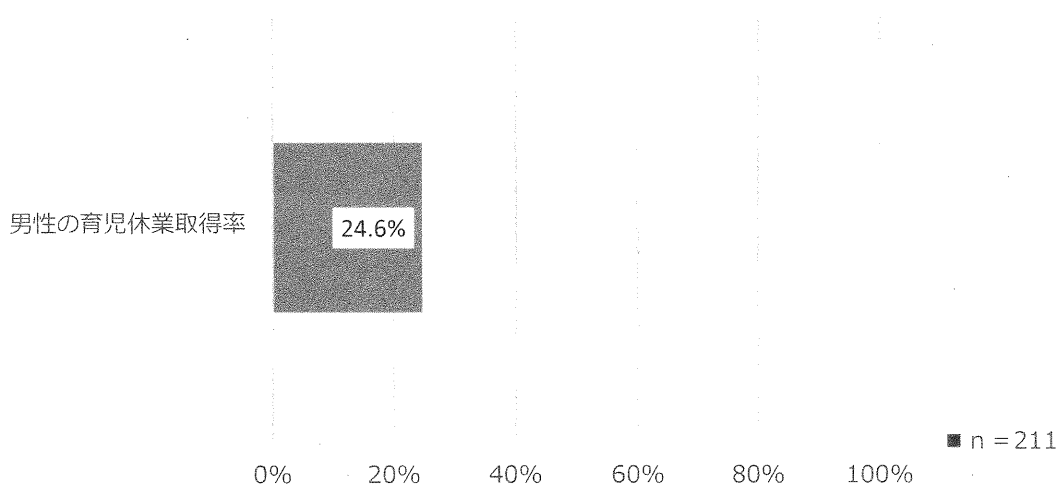
(3) 今後の採用についての方向性

全体で「性別にこだわらず採用したい」が58.2%と最も高くなっています。また、「女性を積極的に採用したい」は9.2%であるのに対し、「男性を積極的に採用したい」は17.0%となっています。



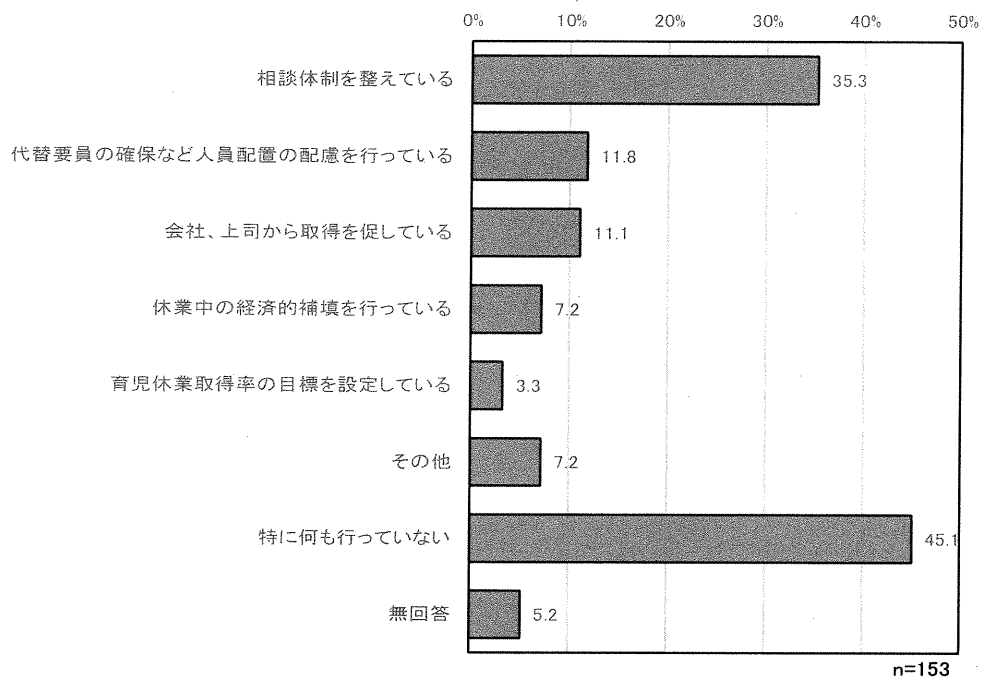
(4) 男性の育児休業取得率

配偶者が出産した従業員で育児休業を取得した人数は、約25%と低い結果となっています。



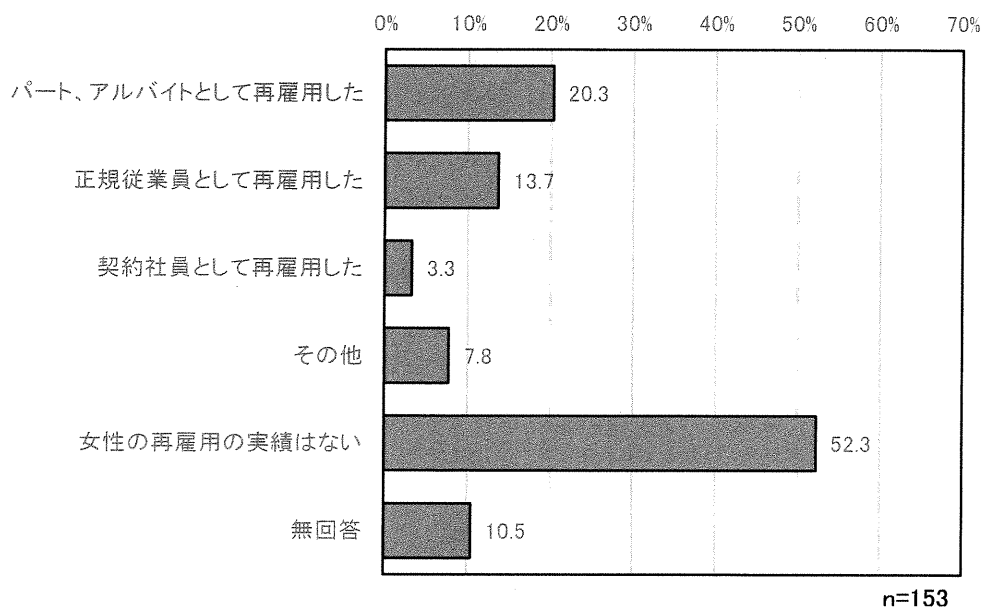
(5) 男性の育児休業取得促進策について

男性の育児休業取得のための方策として、35.3%が「相談体制を整えている」と回答していますが、45.1%は「特に何も行っていない」と回答していることから、市内事業所に対して積極的に男性育休の取得促進策について働きかけていく必要があります。



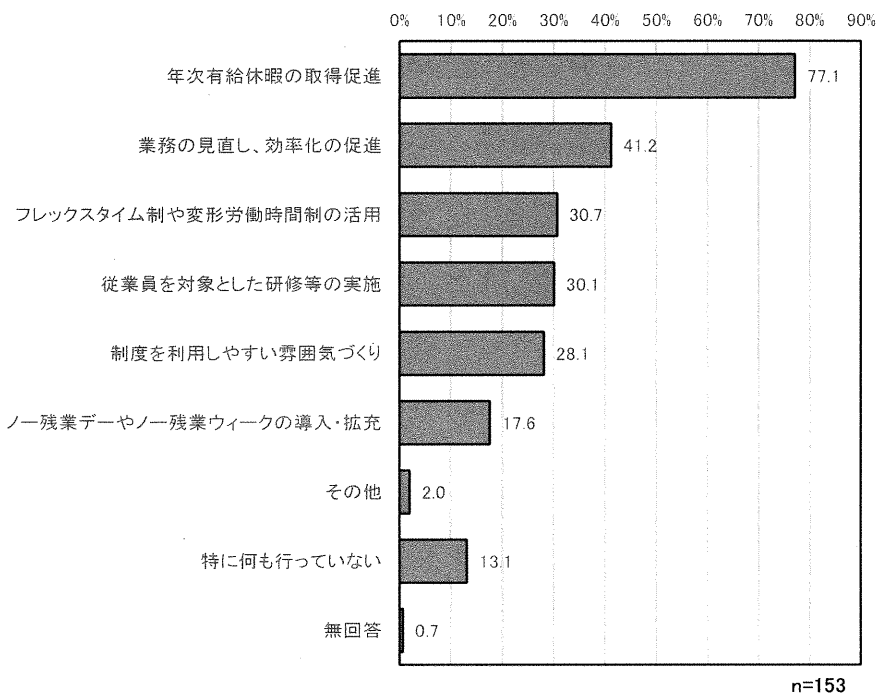
(6) 出産、育児、介護等による退職者の再雇用について

出産、育児、介護等を理由に退職した女性の再雇用について、52.3%が「女性の再雇用実績はない」と回答していることから、出産、育児、介護等を理由に退職した人に対する再雇用を事業所に働きかける必要があります。



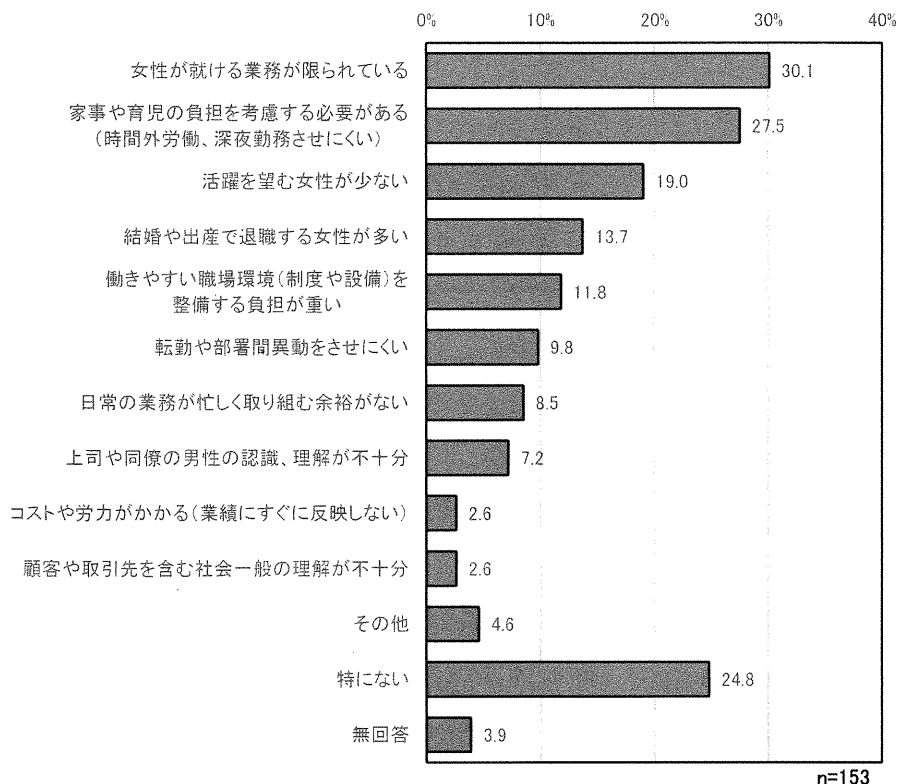
(7) ワーク・ライフ・バランスに向けた取組について

「年次有給休暇の取得促進」が77.1%が最も多く、「業務の見直し、効率化の促進」が41.2%、「フレックスタイム制や変形労働時間制の活用」が30.7%、「従業員を対象とした研修等の実施」が30.1%、「制度を利用しやすい雰囲気づくり」が28.1%、「ノー残業デーやノー残業ウィークの導入・拡充」が17.6%となっています。



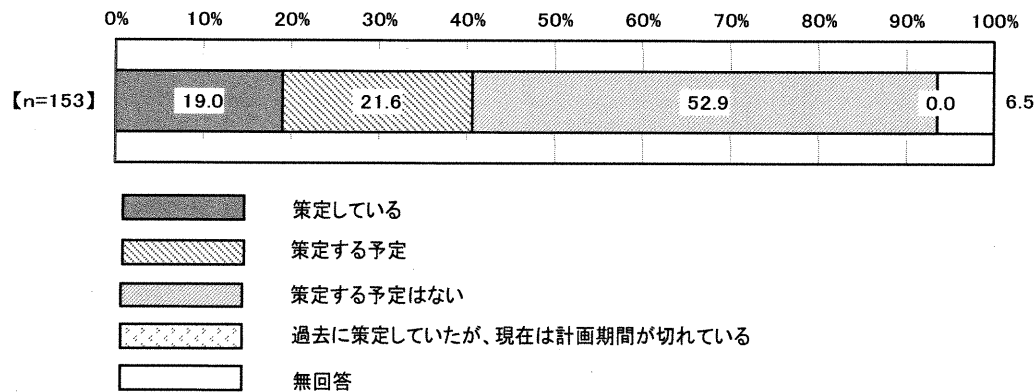
(8) 女性活躍の推進をするうえでの課題

「女性が就ける業務が限られている」30.1%、「家事や育児の負担を考慮する必要がある（時間外労働、深夜勤務させにくい）」27.5%、「活躍を望む女性が少ない」19.0%、「結婚や出産で退職する女性が多い」13.7%、「働きやすい職場環境（制度や設備）を整備する負担が重い」11.8%となっています。



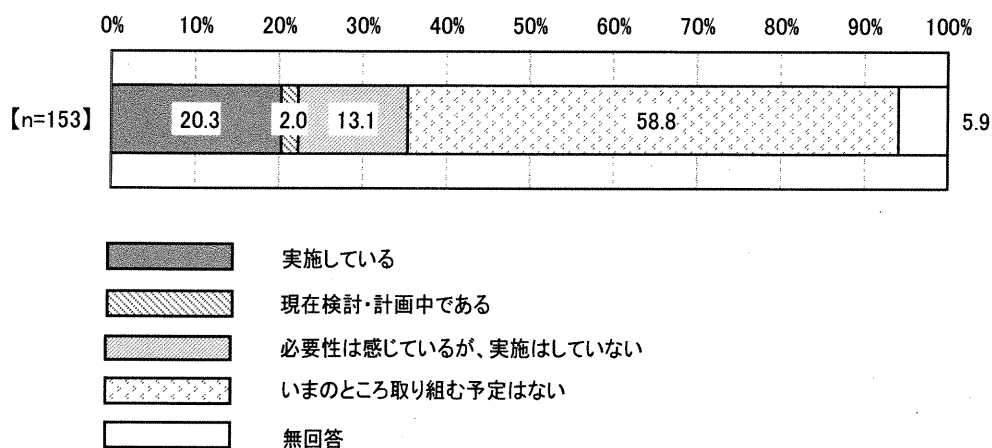
(9) 一般事業主行動計画の策定の有無

一般事業主行動計画を「策定している」事業所は、19.0%となっています。約2割の事業所が「策定する予定」と答えていることから、一般事業主行動計画策定に向けた支援が必要です。



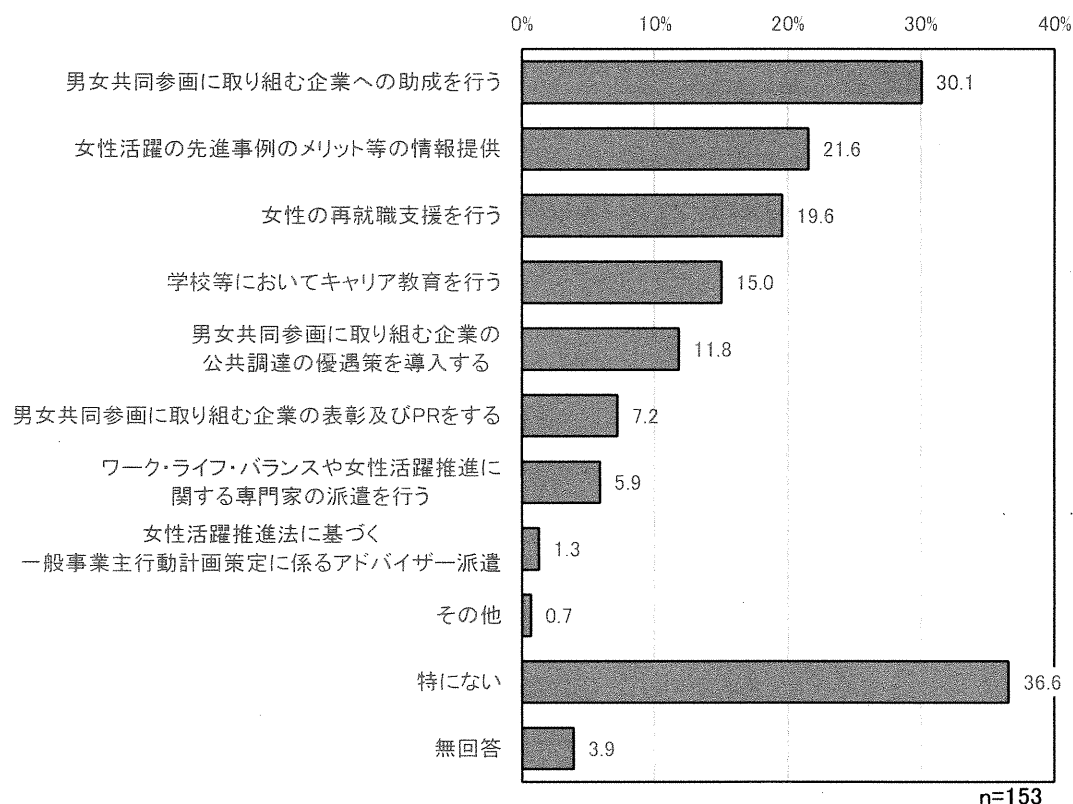
(10) テレワークの実施状況

テレワークを実施している事業所は、20.3%でした。2.0%が「現在検討・計画中である」、13.1%が「必要性は感じているが、実施はしていない」と回答した事業所もあることから、実施可能な事業所に対して、積極的な働きかけが必要です。



(11) 男女共同参画を推進するために希望する支援

「男女共同参画に取り組む企業への助成を行う」が30.1%と最も多く、「女性活躍の先進事例のメ리트等の情報提供」が21.6%、「女性の再就職支援を行う」が19.6%、「学校等においてキャリア教育を行う」が15.0%、「男女共同参画に取り組む企業の公共調達の優遇策を導入する」が11.8%の順となっています。

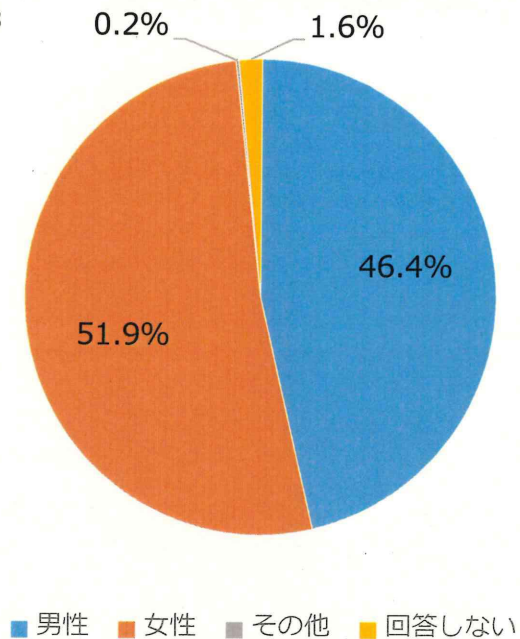


中学生意識調査の結果

1 回答者の属性

(1) 性別

■ n=563

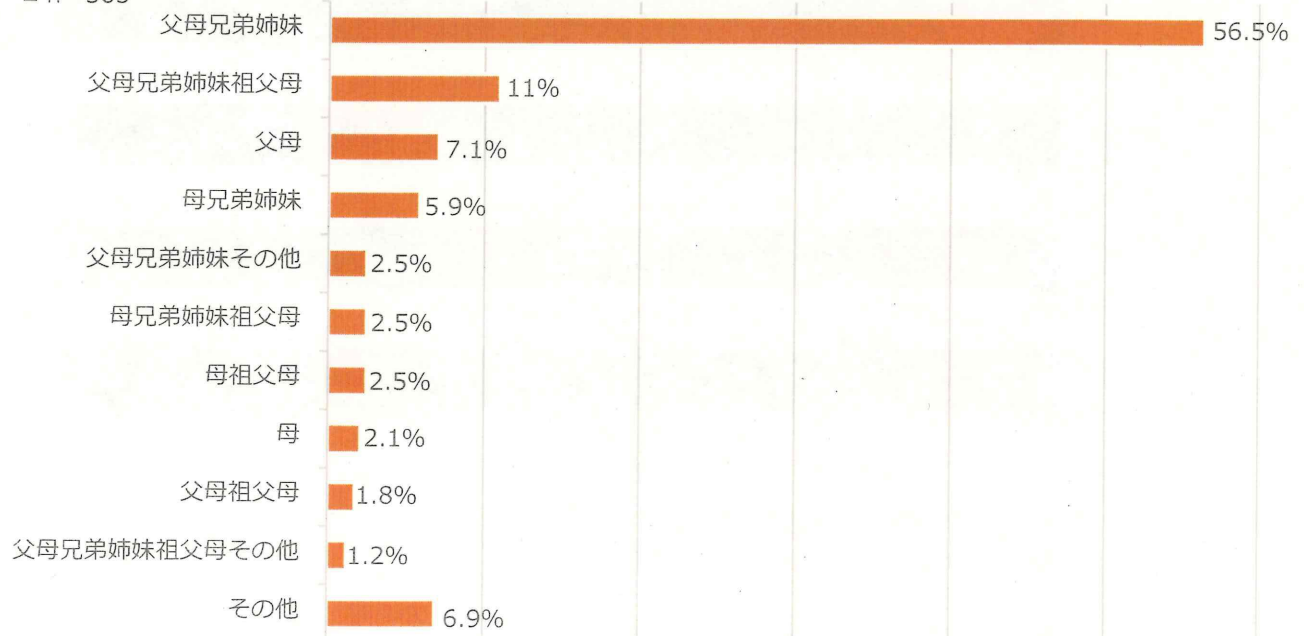


2 調査結果

(1) 家族構成

「父母兄弟姉妹」が56.5%と最も多く、「父母兄弟姉妹祖父母」が11%、「父母」が7.1%、「母兄弟姉妹」が5.9%などの順になっています。

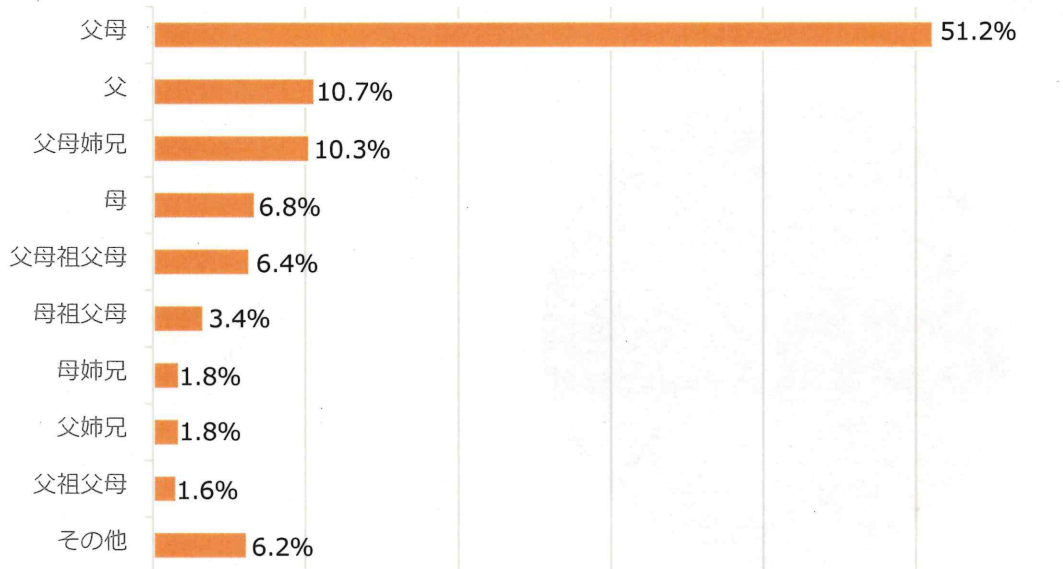
■ n=563



(2) 家庭内の働いている人について

「父母」が51.2%と最も多く、「父母姉兄」が10.3%、「父母祖父母」が6.4%なども合わせると67.9%と、共働き家庭が多くの割合を占めています。

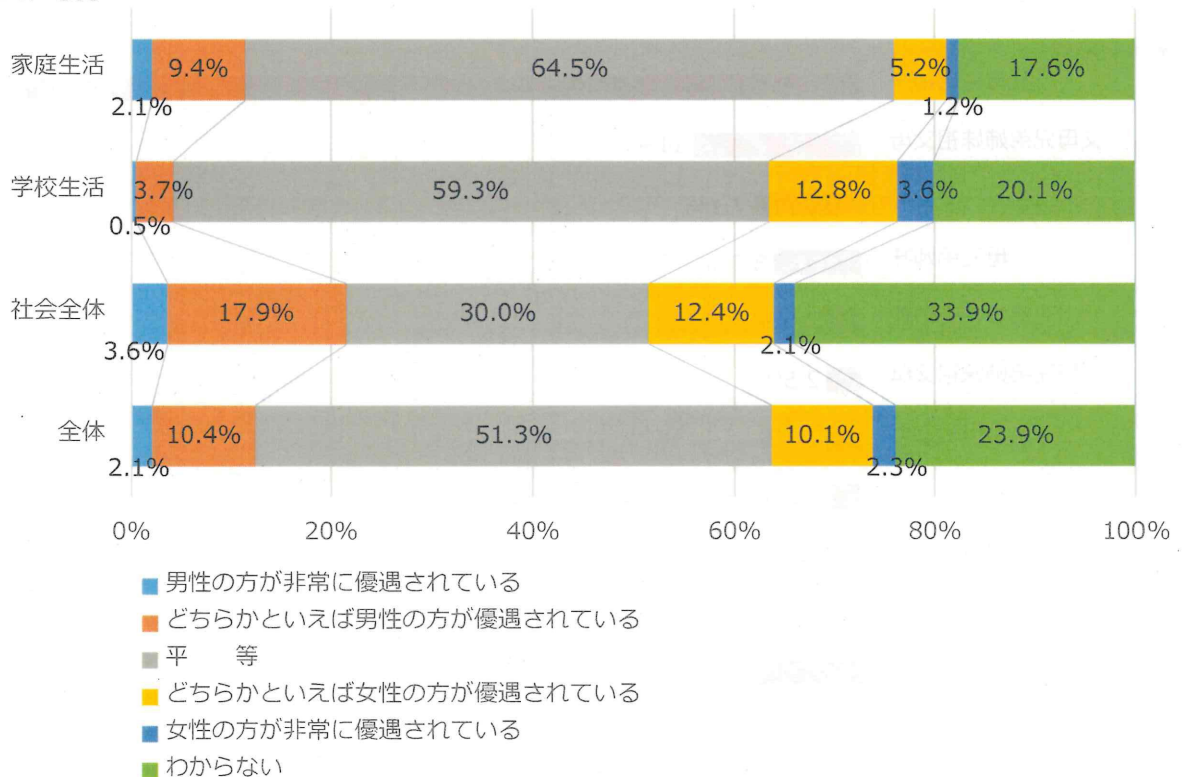
■ n=563



(3) 各場面における男女の地位についての意識

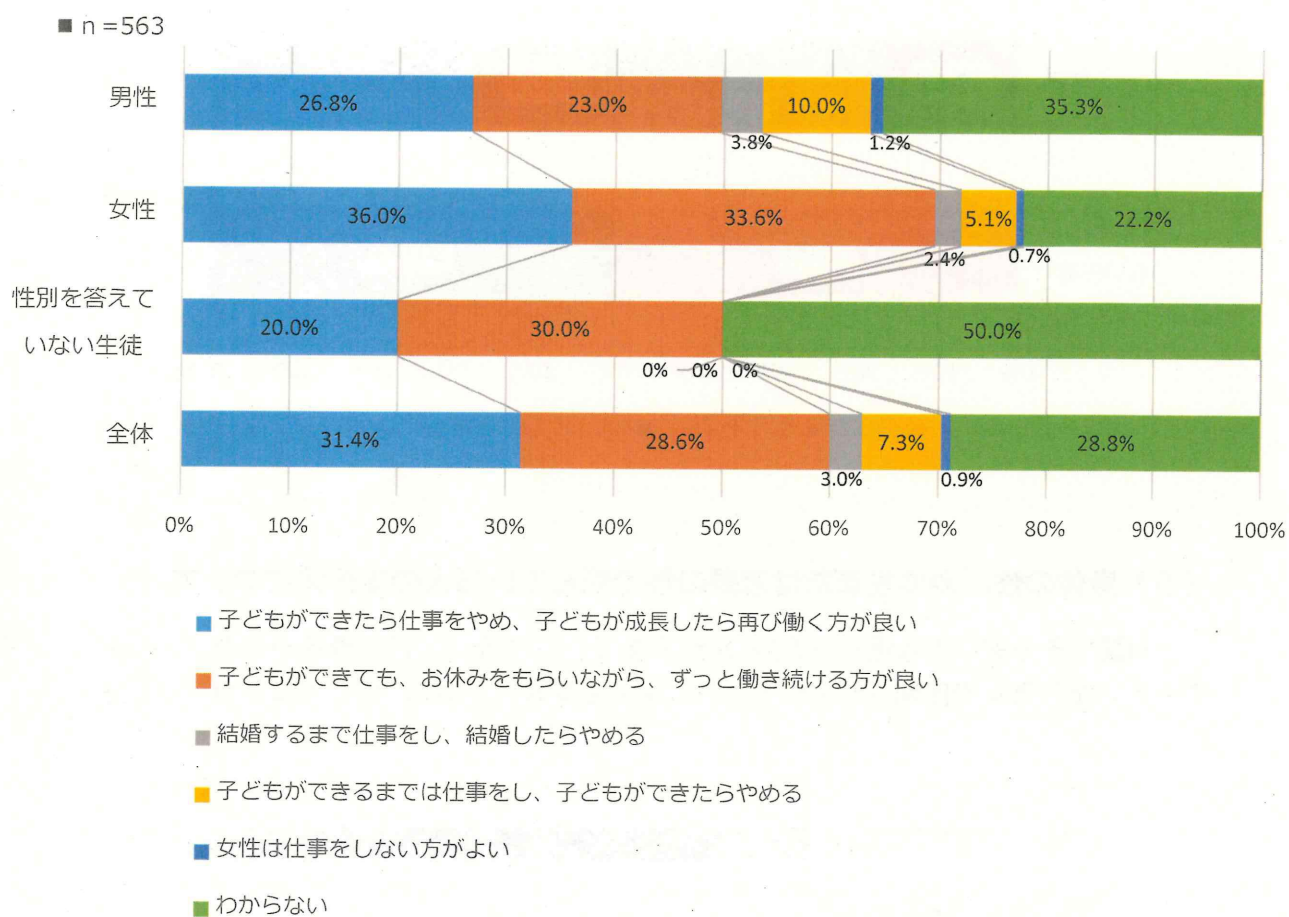
男女が平等だと思うかどうかについては、「家庭」が64.5%、「学校」が59.3%、「社会全体」が30%と、対象範囲が広くなるにつれて「平等」と回答する割合が低くなっています。一方で、対象範囲が広くなるにつれて「わからない」と回答した割合も高くなっており、社会全体に関しては、約3分の1の生徒が「わからない」（33.9%）と回答しています。

■ n=563



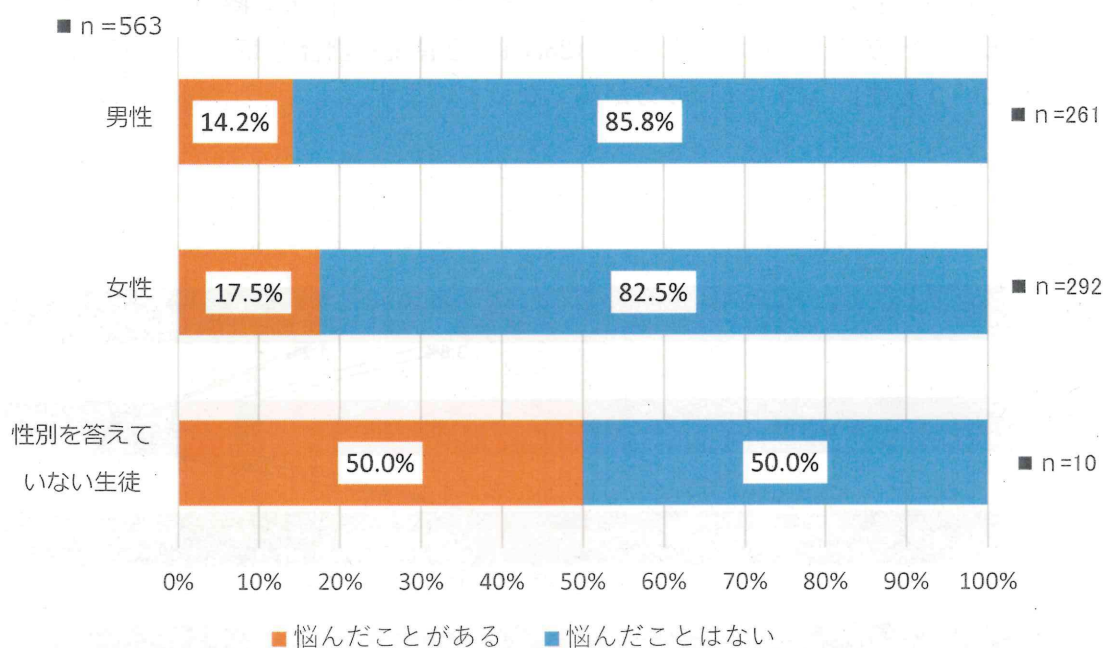
(4) 一般的に女性が仕事をするについて

全体として「子どもができたら仕事をやめ、子どもが成長したら再び働く方が良い」が31.4%と最も高く、「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと働き続ける方が良い」が28.6%などの順になっていることから、子育てをしながら、生涯にわたり仕事を持つ方が良いと考えていることがわかります。一方で、「わからない」(28.8%)と答えた割合も高く、その割合は「女性」(22.2%)に比べ「男性」(35.3%)の方が高くなっています。



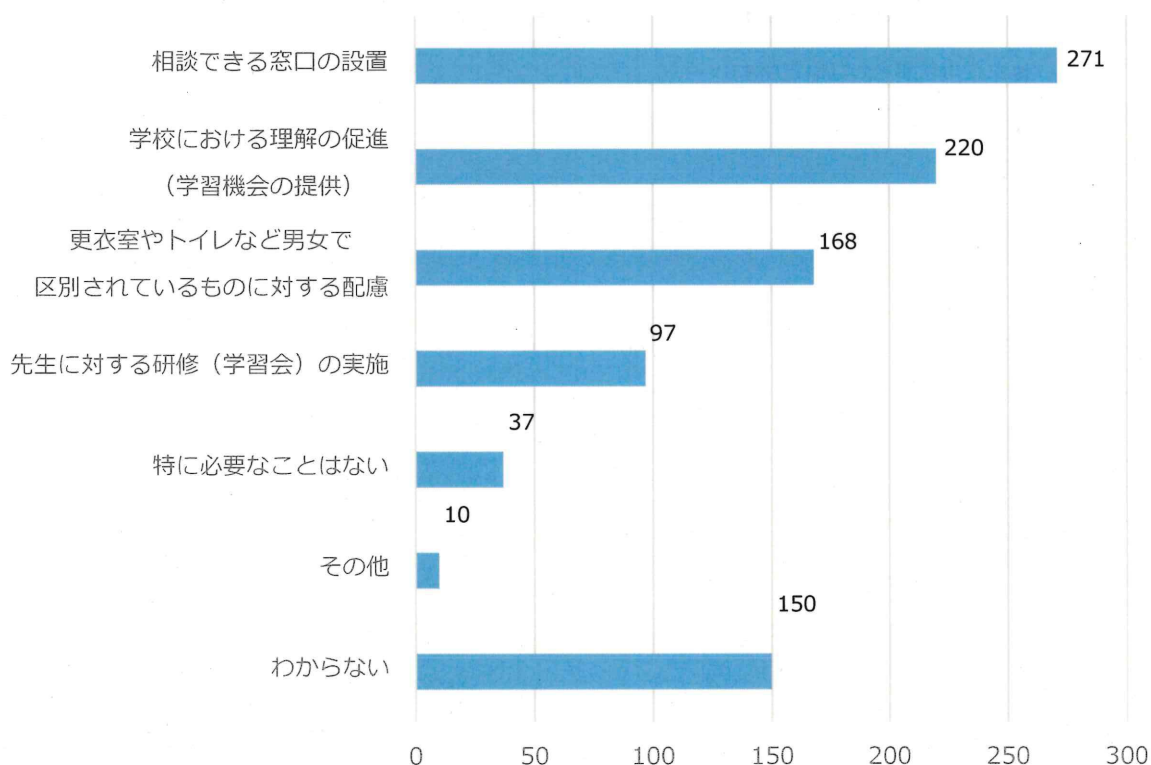
(5) 身体の性、心の性または恋愛の性などの悩みについて

「男性」で14.2%、「女性」で17.5%、「性別を答えていない生徒」が50%と、身体の性、心の性または恋愛の性で悩んだことのある生徒が決して少ないわけではないことがわかります。



(6) 身体の性、心の性または恋愛の性で悩んでいる人の支援策について

「相談できる窓口の設置」(271)が最も多く、「学校における理解の促進」(220)、「更衣室やトイレなど男女で区別されているものに対する配慮」(168)などの順となっています。



(7) 男女共同参画に関する言葉の認知度

DV（ドメスティック・バイオレンス）について、「聞いたことがあり、内容も知っている」（66.3%）と答えた生徒が最も多く、「セクシュアルハラスメント」（60.8%）についても高い認知度となっています。しかしながら、「デートDV」（43.2%）、「ジェンダー」（38.9%）、「LGBT」（44.1%）については、半数程度の生徒が「聞いたことがない」と回答しており、「男女平等参画社会」（52.9%）、「ワーク・ライフ・バランス」（72.7%）にいたっては、半数以上の生徒が聞いたことがないと回答しています。

